

令和5年第2回
笠間市議会定例会会議録 第5号

令和5年6月13日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井 栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山 猛君
	18番	石松俊雄君
	19番	大貫千尋君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副	市	長 近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	金 木 雄 治 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	後 藤 弘 樹 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
福 祉 事 務 所 長	堀 内 信 彦 君
産 業 経 済 部 長	磯 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	関 根 主 税 君
上 下 水 道 部 長	友 部 邦 男 君
市 立 病 院 事 務 局 長	木 村 成 治 君
教 育 部 長	堀 江 正 勝 君
消 防 次 長	谷 口 哲 也 君
笠 間 支 所 長	根 本 薫 君
岩 間 支 所 長	島 田 茂 君
観 光 課 長	山 内 一 正 君
観 光 課 長 補 佐	川 松 祐 市 君
企 画 政 策 課 長	森 望 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	井 坂 亜 紀 子 君
企 業 誘 致 ・ 移 住 推 進 課 長	滝 田 憲 二 君
企 業 誘 致 ・ 移 住 推 進 課 長 補 佐	岡 部 隆 君
管 理 課 長	小 松 崎 宏 君
管 理 課 長 補 佐	鈴 木 行 男 君
都 市 計 画 課 長	鶴 田 宏 之 君
都 市 計 画 課 長 補 佐	大 嶋 信 二 君
学 務 課 長	稲 田 和 幸 君
お い し い 給 食 推 進 室 長	石 井 謙 君
お い し い 給 食 推 進 室 長 補 佐	豊 田 修 司 君
水 道 課 長	磯 野 浩 宣 君
水 道 課 長 補 佐	川 松 信 一 君
危 機 管 理 課 長	谷 田 部 仁 史 君
危 機 管 理 課 長 補 佐	近 藤 智 広 君
農 政 課 長	菊 地 恵 一 君
農 政 課 長 補 佐	島 田 耕 一 君
栗 ブ ラ ン ド 戦 略 室 長	藤 咲 篤 君

資源循環課長	前嶋進君
資源循環課長補佐	友部光治君
環境センター所長	柏崎泉君
総務課長	橋本祐一君
総務課長補佐	石川幸子君
デジタル戦略課長	鈴木昭彦君
情報政策調整官	長谷川尚一君

出席議会事務局職員

議会事務局長	西山浩太
議会事務局次長	堀内恵美子
次長補佐	鶴田貴子
係長	神長利久
係長	上馬健介

議事日程第5号

令和5年6月13日（火曜日）

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は大貫千尋君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第5号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番田村幸子君、10番益子康子君を指名いたします。

一般質問

○議長（大関久義君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。質問は項目ごとに質問し完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

発言時間は、一問一答方式は質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。さらに、議員、執行部とも分かりやすい質問、分かりやすい答弁に努めてくださることを求めます。

それでは最初に、11番林田美代子君の発言を許可いたします。

〔11番 林田美代子君登壇〕

○11番（林田美代子君） 11番日本共産党の林田美代子でございます。議長に許可を得ていますので、通告に従いまして一問一答方式で質問いたします。

大項目1、豊かな自然を守りだれもが親しみやすい安全な北山公園に。2、教育に穴をあけないために公立小中学校の教員不足の解消を。3、子どもを産み育て、笠間市に住み続けることができる住宅環境整備をの三つの項目に質問をいたします。

まず最初に、大項目1、豊かな自然を守りだれもが親しみやすい安全な北山公園について質問いたします。

北山公園は、四季折々の自然景観が親睦、散策やスポーツを楽しむ場所として、市民のみならず近郊の住民にも親しまれている貴重な共有財産です。平成18年9月1日から指定管理者制度の導入により指定管理者が施設の管理を行い、現在に至っております。この指定管理者制度は、市民にとって大変分かりにくい制度になっています。今回は、市民から

の要望の実現を求めること、指定代理制度に考えることを目的とするために質問いたします。

まず、小項目1、北山公園の管理分担について質問いたします。

指定管理者は、笠間市の監督、指示の下、事業計画をつくり、指定管理料という予算を使って管理運営を行っているわけですが、北山公園の場合、笠間市と指定管理者との業務の分担の考え方はどうなっていますか、基準は何でしょうか、伺います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 11番林田議員の御質問にお答えします。

北山公園の管理分担についての御質問でございますが、北山公園は、市民が自然に親しみつつ、観光リクリエーション並びにスポーツ活動を行う施設として設置された観光課所管の施設となります。

平成18年9月から指定管理者制度を導入しており、平成20年4月から現在までに市内6事業者から成る笠間市造園建設業協同組合が指定管理者として、年間1,500万円の指定管理料で管理運営を行っております。主な業務といたしましては、管理棟での来園者の案内業務をはじめ公園内の巡回、清掃業務、草刈り、剪定などの植栽管理や倒木など自然災害等の緊急対応でございまして、市の指定管理となっておりますことから市の発注の仕様書に基づき、指定管理事業者が適正に指定管理をしているというところでございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 次に、具体的な事例に基づいて伺っていきます。

小項目2、白鳥湖遊歩道の安全対策についてに移ります。

白鳥湖遊歩道は、潤いのある水辺景観と深い森林に合わさった自然豊かな散策コースとして、高齢者をはじめ多くの方が利用しています。人気のスポットになっています。水辺を歩くだけに、歩行者の安全は最優先に守らなければなりません。しかし現在、コンクリートでできた安全防護柵や沢を渡る橋などの老朽化が進み、大変危険な状態にあります。沢に架けられた小さい木製の橋は通行止めになるなど、長い間改修されず放置されていました。さらに木製の手すりは今もぐらぐらしたままで、注意を呼びかける札などは下がっていませんでした。

つい、指定管理者制度が原因ではないかと思ったりいたしました。実際のところはどうなのでしょう。遊歩道やそれに付随した構造物の管理責任者は、笠間市と指定管理者どちらなのでしょう、伺います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 白鳥湖遊歩道の安全対策についての御質問でございますが、白鳥湖遊歩道は、ハイキングや自然探索が楽しめ、季節ごとに様々な植物が観察できる癒やしの空間となっております。

遊歩道の管理は、指定管理者が日常的に巡回し、草刈りや倒木のおそれのある枯損木の

伐採、枝の除去などを行い、安全に自然の中を散策できるよう適切な維持管理をしております。最近では、令和元年度から令和4年度までに老朽化した木道、これは橋を含んで4か所ほど遊歩道の改修工事を行っております。今後も引き続き指定管理者と協議しながら危険箇所を最優先とし、改修を実施してまいります。

また、管理の部分につきましては、北山公園は市の所有の公園でございますので、設置者の責任は笠間市、管理につきましては指定管理のほうが行っているという現状でございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 何かが起こってからでは取り返しができません、歩行者の安全は最優先に守らなければなりません。優先順位を上げて、早急に実行していただきたいと思っております。

次に、小項目3、公園内の和式トイレと洋式トイレについて伺います。

トイレの洋式化は避けることのできないものです。公園内のトイレの数と和洋の割合はどうなっていますか、伺います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 公園内の和式トイレの洋式化についてという御質問だと思いますが、令和3年度に北山公園管理棟の多目的トイレ2基を洋式化するなど工事を実施しているところでございます。また、展望台脇のトイレにつきましては、多目的トイレが洋式化されております。

議員御指摘の白鳥湖の西側にあるトイレのことだと思いますが、こちらのトイレは平成3年度に建築されたトイレでございまして、和式の仕様となっております。しかしながら、トイレの利用頻度が少ない状況でございます。このようなことから現在、洋式化する計画はございませんが、来園者が気持ちよく利用できるよう維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 優先順位を上げて、ぜひ実行していただきたいと思っております。

次に、小項目4、アカミミガメの駆除についてに移ります。

令和2年度の指定管理者実績報告書によりますと、外来種のアカミミガメが繁殖し、北山の生態系に悪影響を及ぼしている旨、課題として報告されています。新たな放流や駆除の対象になる生物と思いますが、まず、アカミミガメとはどのような生物でしょうか、そしてまた、現在生息の状況はどのようなになっているか、伺います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） アカミミガメの駆除についての御質問ということでございますが、我々としていたしましても、一部アカミミガメが白鳥湖新池に生息していると

いうところは確認しているところでございます。しかしながら、このアカミミガメは本年6月1日より条件付特定外来生物に指定され、放出の禁止、生きた個体の輸入、販売、購入や販売を目的とした飼育が規制されたところでございます。現時点では駆除の対象とはなっておりませんので、我々といたしましては、現在の状態では駆除の予定はございません。今後、国県の法律の改正等、特定外来生物の考え方が変わった時点で、その動向を注視して対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 現在は駆除の対象ではないということでしたけれども、それを放置しますと、繁殖していくことは間違いないと思います。ぜひ専門家の知識、人手、時間、費用はかかるとは思いますが、この対策の実施見込みがないということですので、あえてもう一度検討を今後していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

次に、小項目5、市民の公園内記念植樹について伺います。

記念植樹の実施について、市民から要望が寄せられました。記念植樹は、御家族が子どもの誕生日、入学、結婚など人生の節目節目に記念して植樹をし、家族の絆が深まったり、生きる糧になるなど、大きな意義があります。ぜひ実現していただきたい。

北山公園の中で実施は可能でしょうか、課題は何でしょうか、お伺いたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 公園内の記念植樹についてとの御質問でございますが、記念植樹につきましては、平成16年と平成17年当時、旧友部町が町民参加型の取組として、結婚や出産、入学や卒業などに合わせ、多くの紅葉などが植栽されたものでございます。

今後におきまして、現在、記念植樹を行う予定はございませんが、既存の記念樹につきましては、景観を損なうことのないよう適切な管理を行っていくということになっております。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 少し残念でございますが、ぜひ再検討していただきたいと思っております。公の施設には、実は地方自治の目的は住民の福祉の増進にあり、公の施設には施設の設置目的があります。笠間市、指定管理者のどちらであっても、この目的の実現を目指し、責務を果たしていただければと深く思います。また、指定代理制度についても、引き続き検討していきたいと考えています。

次に、大項目2、教育に穴をあけないために公立小中学校の教員不足の解消に移ります。

文科省は、2022年1月31日に教員不足に関する実態調査の結果を公表しました。これは、現場で深刻となる教職員の欠員の広がり、いわゆる教育に穴が空く問題を明らかにする上で重要です。調査報告によりますと、2021年度の始業式の時点で、小中学校、高校、特別支援学校で1,897校、全体の5.8%、2,558人、全体の0.31%の教員不足が起きています。教員不足により現場の教育活動に支障を来すことは、子どもたちの学習権が保障されてい

ないという意味で、とても重要な問題です。今回は、笠間市の教員不足の実態を明らかにし、今後の教員不足の解消に取り組んでいきたいと思えます。

質問いたします。まず、小項目1、令和5年度の教職員の欠員状況を質問いたします。今年度、教員等の欠員がありましたか。どの学校で、定数何人に対し、欠員は何人ですか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 11番林田議員の御質問にお答えをいたします。

令和5年度の本市の教員の欠員状況でございますが、6月1日現在、小中義務教育学校合わせて16校のうち、本来県が配置すべき教員定数に対して2名が欠員し、また育児休業などによる教員の補充が3名未補充となっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） お聞きしましたところ欠員があるということですが、その対処方法といたしまして、それぞれ学校内でどのような対応をしていますか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君、自席でお願いします。

○教育長（小沼公道君） 今の御質問なんですが、③の御質問ということによろしいでしょうか。

○11番（林田美代子君） そうです。

○教育長（小沼公道君） それでは、教員に対してそれぞれの学校内の対応と、欠員に対するの対応についてお答えをしたいと思います。

通常、補充策として、市教委が見つめて常勤講師が充てられます。年度途中の産休、育休補充や内地留学などの研修補充などで講師が確保できない場合、その場合につきましては、教務主任や生徒指導主事等が見つかるまでの間、担任の代わりをするなど、校内で苦慮しながら対応をしている現状がございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 議長、申し訳ありませんが、私、小項目2を飛ばしています。それでは次にまいります。

代替わりを務めている教頭先生とか教務主任の本来の方々の任務を、ぜひ激務になると思えますけれども、どうぞ代わってやっていただいていますけれども、代用教員の確保などの対策は検討いたしましたか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 代用教員の件でございますけれども、教員の成り手が少ないというのが現状ですので、欠員の理由はそこにあると思えます。また、教員のブラック化と

いう風潮がありまして、そういうことによって、講師の成り手が少ないというのが一番の原因になっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 小項目4、教員の勤務時間の実態についてお願いいたします。

公立の義務教育諸学校の教育職員の給与とそのほか勤務条件を改めた法律、特に、給特法では、お給料の月額4%の教職調整額を支払うが、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しないと定められているために、教員の労働時間を把握する必要がなくなり、長時間の実態がつかまれなくなっています。

笠間市では、教員の時間外勤務の把握はしているのでしょうか、把握しているのであれば、令和4年度における小中義務教育それぞれの平日及び休日の自宅持ち帰り時間も含めて、それぞれの1日の勤務時間平均値はどうなっているのでしょうか、よろしくお願ひします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 教員の勤務時間についての実態でございますけれども、月当たりの超過勤務時間を、45時間以内を目標に取り組んでいるところでございます。

昨年度の超過勤務時間の年間の平均時間は、本市の小学校において33.1時間、中学校においては47.8時間となっております。校種によっても繁忙期は異なりますけれども、年度初めや年度末、それから評価、通知表の時期などは、平均時間が増加する傾向になっております。中でも中学校では、部活動の大会時期、それから入試準備等により、個人や学年によって勤務時間に差が生じているのが現状でございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 文科省は、この4月28日、6年ぶり4回目の2022年度の教員勤務実態調査結果を公表しました。それによると、中学校教員では、1週間の勤務時間が過労死認定ラインの60時間を超えている人が36.6%、8割近くが文科省が定める上限時間、月45時間を超え残業をしているなど、依然として異常な長時間労働であることが分かりました。同じ視点で見ると、笠間市教員それぞれの勤務状況も先ほどお聞きしまして、理解ができます。勤務時間を減らすため、抜本的な対策が求められていると思います。

次に移ります。新聞報道によれば、全国で心の病で休む中高の教員の増加が止まらないということです。身近に、かつて心の病で体を壊し、早期に教員を退職された方もいらっしゃいます。これは教員不足にも拍車をかけ、子どもの教育に大きな影響が出かねない状況です。笠間市で心身疾患休職している教員はいらっしゃいますか、お伺ひします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） おります。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 国や自治体に学校の働き方改革、実質的に進める方策などを早急にやっていただきたいと思います。国、自治体に働きかけるといことです。

次に、小項目5に移ります。新聞報道では、公立小学校教員の2023年度採用の受験者数が全国で3万8,641人で、昨年度は約2,000人少なくなったといことです。また、受験者数の減少傾向は、歯止めが利かない状況だと思います。私たちは教員不足が起きる根本原因は、時間外勤務手当が支払われない教員の長時間労働の常態化にあると見ています。

公立学校が世間でブラック職場と呼ばれるほど魅力が失われ、「教員不足」が起こる根本原因を笠間市はどう考えているか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 「教員不足」が起こる根本的な原因は何かという御質問でございますけれども、私は給与が問題ではないと思っております。

三つの要因が考えられると思っておりますけれども、まず一つは、労働環境の負担の増加があります。過度な要求をする保護者への対応など、教員の本来の業務以外の負担が増加し、過度の業務量、それからストレスが原因で教員の離職者、休職者が増えております。

二つ目としては、労働条件改善の停滞でございます。働き方改革や労働条件の改善が進まない場合、教員の魅力が低下し、さらに人材の確保が困難になると懸念をされております。

三つ目としては、専門的な技術を必要とする業務が増加したことにあります。教育現場では、情報技術の進展や新たな教育手法の導入など、教員が大学で学んだ内容以外の専門的なスキルや知識が最近求められるようになってまいりました。それに応じた適切な研修、また支援が十分に行われぬ場合、指導に対する自信が持てずに教員を敬遠する、また離職する者が多くなるものと考えております。

以上です。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 次に、小項目6、「教員不足」を解決するための笠間市の取り組みはに移ります。

私たちは、公立小中学校の魅力を取り戻すために、次のような抜本的な教育政策の転換が必要と考えています。一つ、給特法を改正し、時間外勤務に対する手当が支給できるような仕組みに整えること。二つ、持ち授業時間数を軽減できるよう教職員の定数改善。三つに、それを可能とする教育予算の大幅増の三つです。

教員不足、根本的に解決するために笠間市はどのような取組を行っておりますか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 教員不足を解決するための本市の取組についてでございますけれども、本来、県のほうで配置すべき教員が先ほど2名欠員しているという実態がございましたが、本年度、本市としましては、県採用と同等の教員免許、資格を有する市独自採用の教員を2名雇用し、欠員や未補充の学校に配置をしております。

また、本市の教育の魅力をアピールするため、県内の教員や教員を目指す方々に向けてのPR動画「かさま先生になろう」を作成してホームページで配信すること、それとともに、市内各校が昨年はそれぞれの学校の魅力や特色を紹介するPR動画を作成し、自校のホームページに載せて、笠間市の魅力を図っているところでございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） ありがとうございます。学校現場の教職員の負担はますます過重になると思います。子どもたちの学ぶ権利を保障できない負の連鎖が、どうか連鎖にならないように事態を進行させていければ、何よりだと思います。対症療法的な政策ではなく、教職員の長時間過密労働解消のために抜本的な対策が求められています。学校現場、市、県、一致して、そのことを強く国に求めていきたいと思っています。

次に、大項目3、子どもを産み育て、笠間市に住み続けることができる住環境整備をに移ります。

今、日本は急速に少子化が進んでいます。1990年に合計特殊出生率が1.57に下がってから、政府は次々に少子化対策を打ち出してきましたが、少子化の流れを止めることができません。1971年から1974年に生まれた第2次ベビーブーム世代の二十歳代を迎えた1990年代に有効な手を打たなかったことが、日本の少子化を進めたことが決定的だと指摘されています。つまり、子ども・子育て支援政策と住宅政策が失敗したと思われれます。住宅政策では、2人、3人と子育てができる広さの住宅の建設が不足したということです。今回は、笠間市の人口減少、少子化を止めて人口増加を目指すために、住宅政策について質問いたします。

まず、小項目1、最近の笠間市の人口動態の特徴と将来予測につながることをお伺いします。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 国勢調査におきます本市の総人口でございますが、おおむね多くの市町村と同様に、平成12年を境に人口減少局面に移行しております。

令和2年は7万3,173人となり、5年前、平成27年と比較すると3,566人の減少となっております。さらに年齢3区分別で見ますと、14歳以下の年少人口が1,016人、15歳から64歳の生産年齢人口が4,827人の減少となっておりますが、65歳以上のいわゆる老年人口につきましては1,707人の増加ということで、こちらも多くの市町村と同様の傾向となっております。

将来予測につきましては、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によりますと、

本市の総人口は、令和12年に約6万6,000人、令和17年には6万2,000人というような推計がされているところでございます。ただ、こちらはあくまでも推計でございますので、今後の私たちの今現在進めている取組も含めまして、転入転出の動向、さらには外国人の動向、こういったところによって変化をするものでございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 総人口の減少などにつながる少子化の傾向は変わりませんが、令和4年度は社会動態の増加傾向が見られます。これからの動向を注目したいと思います。

次に、少子化は社会、経済にどのような影響を与えるのか、なぜいけないのか、伺います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 少子化を含めまして、人口そのものが減っているということは、基本的に人口が多くなっているときに合わせて社会というものは構築されておりますので、いわゆるインフラ的なものが余ってきたり、とはいえ日常生活というものは、維持かつ利便性を向上させていかなければいけない。また、これは少子化であるとか、人口減少であるとか、高齢化であるとか、それだけが要因ではございませんが、こういったものを背景に、さらに教育などが加味されて、同じ生活の中でも非常に求めるものというのは多様化してきていて、それが起こると問題も非常に多様化してくる、こういったところに様々な課題が生まれてきますので、そういう問題を解決するための取組というものも複雑化してくるんだろうと思います。

そういった中の一つとしまして、少子化そのものは、当然、国そのものの持続、最終的に人口が減るということになってきますけれども、そういうところにつながってまいりますので、今申し上げた、今後の将来に向けた課題を生む原因ともなりますし、また自分で望みたい家族構成等々あるかと思いますが、それが実現できないのであれば、それはまた社会の課題でございますから、本当に様々な問題、課題というものがあろうというふうには認識しております。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 少子化が、社会、経済に大きな影響を及ぼすことは分かっています。政府は、有効な政策は取ってきませんでした。今頃になって異次元の少子化対策と言っていますが、財源がまだ決まっていないと言っています。本当にできるのでしょうか、疑問です。

次に、小項目2、空家バンク制度について伺います。そもそも空家バンク制度とは何でしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 1問目でも申し上げました部分につながりますが、やは

り既存のストックというものはどうしても余剰してくるという中であって、この空家バンク制度につきましては、良好な住環境の確保、定住及び定期的な滞在の促進、生活環境保全等を目的といたしまして、情報提供等を通して売却、賃貸したい空家の所有者と、その物件の利用を希望する方との橋渡しを行うもので、本市は平成25年度から開始をし、また平成30年度には同様に空地バンクという制度のほうも開始したところでございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 平成25年度に空家バンク制度が開始されてから、令和4年までの合計登録、購入、賃貸等の実績はどのようになっているか、伺います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） まず、登録件数の累計でございますが、令和5年度、本年度の5月末現在で220件という形で伸びてきております。また、成約件数の累計でございますが、同じく今年度の5月末現在で183件となっているところでございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 登録、成約が思ったより少ないように感じられますけれども、これから少し増えていくことを期待したいと思います。

空家バンクの利用者へ補助制度はどのような制度で、これまでの利用に実績はどうなっているか、伺います。

○議長（大関久義君） 19番大貫千尋君が着席いたしました。

政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） まず、空家バンク制度の利用、成約状況でございますが、私ども笠間市におきましては、県内でもトップクラスの成約件数というような形で順調に推移しているものと認識をしているところでございます。

また、そういった中で、補助制度につきましては、修繕に関する補助、また購入に関する補助、賃貸に関する補助、家財処分に関する補助、このほかインスペクションと言いまして既存住宅調査、中古物件でございますのでその調査にかかる補助を実施しているところでございます。また、補助件数でございますが、合計でそれぞれ制度の開始がずれる部分でございますけれども、修繕補助が119件、購入補助が97件、家賃補助が8件、家財処分補助が25件となっております。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 補助制度を利用して登録、成約が増えることを期待したいと思います。賃貸、購入、家財処分に関する補助に地域別で差がついていると伺いましたけれども、実績の中で住んでいる居住区域によって補助の差があることは、あまり賛成できません、同額にすべきです。

実績の中で、空家バンク利用者の家族構成の情報がありませんが、少子化対策として子育て、多子世帯の方が優先的に入居できるような制度にしてはと考えます。見解を伺いま

す。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） まず、地域ごとにおける差という御指摘につきまして、居住誘導区域における金額の差かと思いますが、まさにこの少子化、人口減少の中で、まちそのものを持続させる一つの方策としまして、この居住誘導区域、また準居住誘導区域というものをまちづくりの一環として定めたところでございます。そこへ誘導を促していく一つの方策でございますので、今の人口の動態の局面に合っているものだと考えて、今推進をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 少子化対策として、子育て世代の支援のために子育て、多子世帯の家賃補助を高校卒業まで居住地に関係なく続けること、また、購入費の補助を居住地に関係なく50万円にすること、拡充を求めます。見解を伺います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 今現在も購入補助に関しましては、居住誘導区域内は50万円ということで、こちらをさらに拡大という御質問かと思いますがけれども、先ほど申し上げたとおり、ある一定の利用件数、推移している状況もございます。また、今後も空家というものは多分拡大していこうという推計の中で動いておりますので、現時点ではこの金額を見直すという考えは持ってはおりません。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 考えは分かりました。

再度検討をお願いして、次の小項目3、市営・県営住宅についてお伺いします。まず、市営住宅の戸数、入居状況はどうなっていますか、伺います。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 11番林田議員の御質問にお答えいたします。

市営住宅につきましては、住宅に困窮する低額所得者を対象に、健康で文化的な生活を営むための住戸を提供することで、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした住宅でございます。

市営住宅の現況という御質問でございますが、市営住宅につきましては、現在、笠間市におきまして13団地、351戸の市営住宅がございます。そのうち、218戸が入居しております。しかしながら、351戸のうち、寺崎住宅など6団地、161戸につきましては、老朽化の影響により、政策的な空家としまして募集を停止している状況でございます。この募集を停止している老朽化の著しい6団地につきましては建て替えは行わず、入居者の退去後に解体する方針で考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 次に、空家と政策空家2種類がありますが、その違いは何でしょうか。今、答えていただいたような気がしますけれども、どうぞお願いいたします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 空家というのは、募集をしているということで空家になっているところがございます。政策的な空家というのは、今申しましたとおり、老朽化で募集を停止しているということございまして、それが例えば入居者が出た後にそれを取り壊すというようなことで、政策的な空家と呼んでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 次に、県営住宅の戸数、入居状況はどうなっていますか、お伺いします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 県営住宅におきましては、来栖、福原、大田町、鴻巣地内の4か所、6団地ございます。全体としまして、253戸の住戸がございまして、入居戸数については公表していないのでお答えできませんが、うち募集している住戸が現在28戸ということになってございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 次に、市営・県営住宅に空きがある原因は何でしょうか、お伺いします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） これもなかなか分析できていないということですが、やっぱり古いということもございまして、また、場所によっては、交通が不便だということもございまして、そういったことも原因となりまして空きが出ている状況と認識しております。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 今の市営住宅は、2人、3人と子育てする意欲のある子育て世帯にとっては狭いと思います。消費者対策として、子育て世帯が入居できる、せめて県営住宅並みの3LDK市営住宅の建設、または県営住宅の誘致を求めたいと思いますけれども、見解をお伺いします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 県営住宅の誘致をとの御質問でございまして、現在そのような計画はございません。補足としまして、笠間市の市営住宅につきましても今狭いとおっしゃったかと思うんですが、主に2LDKであれば70平方メートル程度、3DKであれば85平方メートル程度でございますので、笠間市としては十分子育て世帯にも対応可能住

宅と考えております。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 誘致とかまだお考えではないと言っていますが、空家が多いことも承知しております。でも、再度検討をお願いして、次の小項目4に移ります。

3LDK以上の新築住宅やリフォーム中古住宅ローン支払いのために、30年以上安定した高い収入がないと購入できません。また、公営住宅は所得制限があるので、制限以上の所得の子育て世帯では利用できません。

これらの間の収入の子育て世帯の方の支援のために、少子化対策として、民間賃貸住宅の入居者に家賃補助をしてはいかがでしょうか、見解を伺います。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 民間住宅を借り上げての家賃補助との御質問でございますが、笠間市としては、民間住宅を借り上げに対して、補助制度は現在ございません。しかしながら、笠間市の公営住宅子育て支援助成金としまして、市営住宅と県営住宅なんですけれども、福原住宅と県営の福原アパートに入居している子育て世帯、中学3年生以下などを条件としまして、子育てにかかる費用の一部としまして、現在26世帯に月額1万円を助成しているところでございます。さらに入居促進のため、県営福原アパートにつきましては、令和4年度からの新制度ではございますが、入居者に対し、1年間限定ではございますが、1世帯に2万5,000円の家賃補助を行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 次に、小項目5、「笠間市住生活基本計画」についてお伺いします。

笠間市住生活基本計画は、平成24年度から令和3年度までの10年間を計画期間として策定されました。笠間市住生活基本計画ではどのような成果が得られたのでしょうか、伺います。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 笠間市住生活基本計画につきましては、議員御案内のように、平成23年度に市の住宅施策を総合的、計画的に推進するため、基本的な方向性を示すため、平成24年度から令和3年度までの10年間を計画期間として策定したものでございます。

本計画における取組としまして、移住、定住関連事業の実施や住宅及び店舗などに対する地場産材活用促進事業の実施、先ほどありましたように、空家バンク制度をはじめとした既存ストックの活用支援の実施、公営住宅子育て世帯支援事業の実施など、各種事業を実施してきているところでございます。

成果ということでございますが、これらの取組も一つの要因となりまして、市の事業全

般に対する市民の方へアンケートとして、令和3年度に実施している市民実感度調査というのがございます。その調査の中で、住みやすさ、住み心地という項目がございまして、平成24年度の調査の72%から、令和3年度調査におきましては81%に向上してございます。また、定住意識、こちらは市に住み続けたいかという項目でございますが、こちらは77%から81%に向上しているところでございまして、これらの結果から、成果はあったものと認識してございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 笠間市が努力していることを成果で現れているということは大変喜ばしいこととは思いますが、まだまだ笠間市の人口減少を止めるためには、子どもが2人、3人と産み育てることができる住宅づくりという少子化対策の観点から、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

少子化対策のために、労働政策、賃金政策、社会保障福祉政策、大幅な改革とそれを支える財政面での改革と併せて、住政策の改革が必要と思われまひます。笠間市も、県、国と一緒になつて改革を進めていただきたひと考えています。

以上、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○議長（大関久義君） 11番林田美代子君の一般質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前11時05分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、14番石井 栄君の発言を許可いたします。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 14番日本共産党の石井 栄でござひます。議長から許可を受けまして、一問一答方式で質問をさせていただきます。

議長にお願いですけれども、質問中にパネルの掲示を許可していただきたひんですが、よろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 了解します。

○14番（石井 栄君） ありがとうございます。

それでは、学校給食費無償化とオーガニック給食実現にむけて。

第1問、質問させていただきます。第3子以降の学校給食無償化事業の対象者と対象要件。初めに、5月1日付児童生徒数をお伺ひいたします。お願いします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 14番石井議員の御質問にお答えをいたします。

児童生徒数についてでございますが、市内小中義務教育学校の児童生徒数は、5月1日

現在で、児童数が3,404名、生徒数が1,783名で合計が5,187名となっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、小中に在籍する第3子以降の児童、生徒数はそれぞれ何名でしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 対象となる児童、生徒数についてでございますが、児童数が284名、生徒数が1名で、合計が285名となっております。この中で対象要件を満たすのは216名の児童となっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） そうしますと、285名の第3子以降の児童生徒がいる中で、対象となった児童生徒は216名ということでした。

それで、小中学校の児童数と生徒数、その内訳は何名になりますか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 石井議員に確認をしたいんですが、今言っているのは、対象となる児童数、生徒数の数でよろしいでしょうか。

○14番（石井 栄君） そうです。

○教育部長（堀江正勝君） 先ほど申し上げましたが、対象を満たすのは216名の児童、生徒数はいません。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 分かりました。生徒数がゼロだということを確認したかったわけです。

そうしますと、全部で285名いましたけれども、216名が対象になったということは、実質50数名が減少したということになりますけれども、適用要件があって、その要件を当てはめて要件に該当しない児童生徒を除外することになったと思われませんが、無償化になるための対象要件は何でしょうか、その内容を項目別にお答えいただきたいと思います。お願いします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 対象要件についてですが、対象要件は、笠間市第3子以降学校給食費免除実施要綱に定めておりまして、一つ目は市内に住所を有していること、二つ目として第3子以降を養育していること、三つ目として市税、給食費に未納がないこと、四つ目として生活保護、就学援助費支給制度による認定を受けていないこととなっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 分かりました。

笠間市の今年度の子ども・子育て支援策は大分拡充されました。項目を挙げますと、その中の一部ですけれども、来年入学児童へのエコランドセルの支給、中学校入学者への制服代3万円支給、高校入学者などの新生活に5万円の支給、学校給食に関しては給食費の値上げ防止のための支援、オーガニック給食準備のための施策、そして第3子以降の無償化措置の実施へと、今年度の子ども・子育て支援策は拡充されました。

学校給食費の月額、毎月、児童4,210円です。生徒は4,620円ですので、第3子以降の児童生徒の無償化制度により対象となる児童は年間で4万6,310円、生徒に対しては5万820円の負担軽減になります。第3子以降の無償化により、施策は確実に一步前進したと考えます。

一方、無償化の対象となる児童は3,404人中216人で、全児童数の6.4%弱、生徒数はゼロであります。無償化される子どもは、児童生徒数5,187名中216名、約4.2%です。無償化にならない児童生徒数は、96%前後になります。多数の児童生徒には無償化の効果が届いていないのが、現状です。

一步前進の歩みを、無償化につなげる計画が市民から期待されておりますけれども、この計画についてはどのような計画があるのでしょうか、お願いします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 対象外が96%となるがというようなお話がございましたが、実際、第3子以降の無償化の対象となる割合は全体の約4%であります。生活保護世帯や準要保護世帯の約10%の家庭においては、就学援助により給食費が無料となっております。このような状況から、市としては支援が必要な世帯に対して、支援を行うことが適切であるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） そういう考え方から言いますと、無償化になっている生徒はもっといるということは、それは分かります。その後の無償化計画は現在のところないとのことでありましたけれども、無償化の流れは県内でも広がりつつあります。

小中学校の無償化は、今年3市と1町で4自治体です。今年4月から来年3月までの無料と方針を示しているところは2市1町の3自治体、ほかに今年9月から3月まで無償にするという自治体が2自治体あります。また、9月から11月まで無償にするという自治体が1市、1自治体です。ほかに4自治体という状況であります。全面無償化が6自治体で、一部無償化が17自治体、計23自治体が何らかの無償化に取り組んでおり、笠間市も含まれています。国のほうでも考えがあるようですけれども、まだ明確な方針は示されておま

せん。

そこで、笠間市でも年次計画での無償化、例えば来年は第2子以降は無償化にする、そしてその翌年度は第1子半額、そして3年目には全面無償化など、3年計画で無償化に取り組むことなどを検討していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 無償化への計画というようなお話だと思いますが、学校給食費については、基本的に保護者の負担と考えてございます。本市では子育て支援策を総合的に考えまして、支援が必要な世帯に対して支援を行うことが適切と考えておりますので、そういった計画はございません。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今、学校給食に関する方の説明がありましたけれども、かつて前々総理の安倍総理大臣が、議員から質問を受けた際に衆議院に回答したところによりますと、設置自治体と保護者との協議を進めていってもらいたい、このような旨の話がありまして、その法律にこだわる必要はないというふうに考えます。

憲法26条2項では、すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、無償とするとあります。給食費無償は、その方向での施策であります。今年9月から来年3月までの予定で無償化を行う自治体も、2自治体あると伺っております。国の施策との関連も考えてのことなのかどうかは分かりませんが、市民も期待しておりますので御検討をお願いしまして、次の3番に移ってきたいと思います。

3番、オーガニック給食提供に向けての今年と今後の取組についてお伺いをいたします。

昨年の第4回定例会のオーガニック給食に関する私の質問に対する答弁で、オーガニック給食は、健康によい、環境によい、社会によい取組であると、このような答弁がございました。今年度の市の方針で実現に向けた取組が示され、今年、北川根小学校でオーガニック給食提供の試みが開始されました。

この試みの内容と今年何をを目指すのか、お伺いをいたします。お願いします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） オーガニック給食の今年と今後の取組についてというようなことでございますが、オーガニック給食提供に向けた取組については、今年度から北川根小学校をモデル校として、特別栽培米を使用した給食を提供してございます。秋の収穫期以降は、有機米を提供する予定となっております。また、有機野菜の提供につきましては、コマツナとホウレンソウを、年間を通して提供してまいります。

今後の取組としては、モデル校を増やして、5年後の令和10年には市全体で有機米と有機野菜を中心としたオーガニック給食の提供を目指し、子どもたちにはより環境に配慮し

た給食を提供してまいりたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） オーガニック給食実現のためには、幾つかの課題を解決する必要があります。その一つに、有機農業ではない農家の方々の懸念もあると伺っております。それらの懸念を持たれる農家の方々の意見も真摯に受け止め、懸念を払拭できるようにしていただくことも大切ですので、今後、有機給食、地産地消で提供するためにその準備をよろしく願いいたしまして、次に移ります。

大項目2、水道料金の仕組みと市民負担軽減。

公共料金が高いのではないかという声を、市民の皆さんからよくお聞きいたします。なぜ高いのか、どうすれば負担軽減につながるのか、水道料金に関して質問と提案をいたします。

まず最初に、1番、市水道の給水世帯総数と口径別の給水世帯数、今年3月時点について、お伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） 14番石井議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

市水道の給水世帯総数と口径別の給水世帯数についての御質問でございますが、令和5年3月の水道メーターの検針時点での軒数でお答えをさせていただきたいと思っております。総給水検針軒数は2万6,968軒でございます。この軒数には、一般住宅、集合住宅、事業所、事務所や工場です。それから市の水道など、市の水道御利用いただいている方全てを含んだ軒数となります。口径別の給水軒数でございますが、口径13ミリが1万8,102軒、20ミリが8,170軒、25ミリが350軒、そのほか30ミリ以上が346軒、合計で2万6,968軒となっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ただいまの説明をお聞きして、水道管の口径が幾つかありまして、その中の13ミリの水道管を使用する世帯が最多で1万8,102軒、約67%を占めているという特徴があることが分かりました。

それでは次に、使用量が毎月になりますと10立方メートル未満の世帯数とその平均使用水量、水道の口径を問わず、今年3月の検針でお願いをいたします。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） 使用量が1か月当たり10立方メートル未満の世帯数とその平均使用量についての御質問でございますが、3月検針時点の軒数でございますけれども、使用量が1か月当たり10立方メートル未満の検針軒数は9,537軒でございます。その

平均使用水量につきましては、4.7立方メートルとなっております。これは現在、空家となっている御家庭、また、集合住宅、それから井戸水と併用して水道をお使いいただいている御家庭等全てを含んだ数値の平均値となっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ありがとうございます。

それでは次に、やはり口径13ミリに絞って質問をさせていただきます。

毎月にしまして20立方メートル未満、それから月ごとで10立方メートル未満、そして月ごとで5立方メートル未満の各世帯数とその軒数について、また、おのおのの平均使用量は何立方メートルか、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） お答えいたします。

口径が13ミリで、1か月当たりの使用水量が20立方メートル未満、10立方メートル未満、5立方メートル未満の各世帯数、軒数とおのおのの平均使用水量は何立方メートルかという御質問かと思いますが、こちらにつきましても3月の検針時点の数字でございます。また、平均使用水量につきましても、先ほど御答弁させていただいたものと同様、空家それから集合住宅、また井戸水と併用している御家庭と全てを含んだ数値の平均値ということでお答えをさせていただきたいと思います。

口径が13ミリで、1か月当たりの使用水量がゼロから20立方メートル未満の軒数は1万3,726軒、平均使用水量は9立方メートルでございます。同じく口径13ミリで、1か月当たりの使用量ゼロから10立方メートル未満は7,590軒、平均使用量は4.6立方メートルでございます。口径が13ミリで、1か月当たりの使用量ゼロから5立方メートル未満の軒数が3,712軒、平均使用水量は1.8立米でございます。このゼロから5立方メートル未満につきましては、使用が全くない御家庭というのもございます。それら、使用量がゼロ立方メートルの御家庭も含んだ中での平均値となっております。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 詳細な説明ありがとうございます。大変勉強になります。

さらに話を進めるために、次の件もお願いしたいなと思います。一つは、口径13ミリの水道管で10立方メートル以上から20立方メートル未満、5立方メートル以上10立方メートル未満の軒数と平均使用水量について、再度お願いをいたします。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） 口径が13ミリで、10から20立方メートル未満、5から10立方メートル未満の軒数、それから平均使用量という御質問かと思いますが、口径13ミリで、1か月当たり10から20立方メートル未満の検針の軒数は6,136軒、平均使用水量は

14.5立方メートルでございます。同じく口径が13ミリで、1か月当たりの使用水量が5立方メートルから10立方メートル未満の検針軒数が3,878軒、平均使用水量は7.3立方メートルでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ありがとうございます。大変詳しい説明がありまして、理解がさらに深まったところです。本当にありがとうございます。

今の答弁から見ますと、1か月の水道利用水量が10立方メートル未満から5立方メートル以上の世帯が3,878軒で、平均使用料は月7.3立方メートルであります。さらに、5立方メートル未満の世帯は3,712軒あり、その平均使用水量は1か月の世帯平均で1.8立方メートルであります。この世帯の方々から基本水量として、10立方メートルを基本料金設定の基準として水道料金を徴収しています。高い、安いとの価値基準の前に、そもそも現状から乖離した合理性を欠く料金体系ではないかと、このように思います。

この料金規定は実情から乖離したものになっていると考え、4番、基本水量を現行の10立方メートルから5立方メートルに引下げ、基本料金の1,725円を半額の862円に引き下げる方向での料金改定を提案します。その理由は、次のとおりです。全て口径13ミリの水道管で考えます。約2万7,000軒のうち1万8,102軒、67%を占めるからであります。

このパネル1なんですけれども、笠間市の水道料金は、基本水量が10立方メートルとなっております。一番多い13ミリは基本料金が1,725円となっております。また、従量料金は11から20立方メートルまでの間、173円というふうになっておりまして、そのほか量水器使用料50円が加わって、消費税10%がかかるという、このような料金体系であると伺っております。

そして、パネル2なんですけれども、ただいま答弁がありましたことをまとめたものであります。10立方メートルを基本水量としておりますけれども、10立方メートル未満の軒数は3,878軒プラス3,712軒となっております。その中でも月に使用する水道の水量が5立方メートル未満に限定をいたしますと3,712軒ありまして、その平均使用水量は1.8立方メートルとなっております。ただいまの説明で空家も含まれていると言いますので、この数値はおよその数値かなというふうに判断いたしました。

それでこの計算方法なんですけれども、水量が月18立方メートル、口径13ミリメートル、この計算方法によりますと、1か月の使用料金は3,474円になりました。そして、1.8立方メートル、毎月だと1,952円、ニアリーイコールですけれども、約で切捨てになるというお話でしたのでこのように計算しましたが、これでよろしいですか。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） 御提示いただいた計算方式で、正しくなっております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ありがとうございます。今、説明をいただきました料金について、検討を深めていきたいというふうに思います。

現在の水道料金、口径13ミリ、1か月の料金、1か月に18立方メートル使う世帯の例を①とします。先ほどの平均水量を1.8立方メートルとしますと、18立方メートル使った世帯は1か月の料金が3,474円、1立方メートル当たりの単価は193円、1.8立方メートル使った世帯の1か月の料金は1,952円、1立方メートル当たりの単価は1,084円と、このように算出されました。仮に193円の単価指数を1.00としますと、1.8立方メートル使った家庭の費用は1,084円ですから5.62倍と、このようになるという計算になります。計算に間違いがあったら言ってください、それは訂正させていただきます。

最後に、パネル5を提示させていただきます。パネル5は、改定料金の案であります。

基本水量を10立方メートルから5立方メートルに、基本料金を1,725円からその半額の862円にし、こういうふうにしていきますと、1か月の1.8立方メートルのこのところですけれども、1か月の料金は949円の減額になりまして、年間を通じて計算しますと、約の値ですけれども1万1,388円になります。これだけの負担軽減になると考えます。このように料金を改定すれば矛盾が是正されると思いますが、このような方向での料金改定を行うことができるのではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） 一つ確認でございますけれども、ただいまの御質問は、小項目4の質問ということでよろしいでしょうか。

○14番（石井 栄君） 4ですか、4に入っちゃっている。そうですね、4です。

○上下水道部長（友部邦男君） それではお答えをさせていただきたいと思います。

実態に合う合理的な基本水量、10立方メートルを5立方メートルに、また基本料金は現行の5割に引き下げることにはできないかという御質問かと思っておりますけれども、水道事業、こちら市民生活に欠かせない安心安全な水を届けることを目的として、独立させていただいている地方公営企業として運営をさせていただいております。

地方公営企業法の規定では、経営の基本原則といたしまして、地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければならないと定められております。これによりまして、水道事業は安心安全な水道水をお届けすることが第一ではありますけれども、企業の経済性の発揮といたしまして、地方公営企業の経営に要する経費は、主としてサービスの対価である料金収入をもって充てるという独立採算制も重視しなければならないと思っております。

水道事業は社会基盤として欠かせない重要な役割を果たしておりまして、将来にわたって安定経営を維持するためにも、水道料金を御負担いただきますことは欠かせないものと認識しております。このことから、基本料金の引下げにつきましては考えていないというのが状況でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今、地方公営企業法、公共の福祉と独立採算制というようなお話の内容であったかなと思います。今、1.8立方メートル、1か月の使用水量がそのくらいのところが3,700軒ほどあるということなんですけれども、個々の家庭はどのような家庭かよく分かりませんが、一人暮らしが多いのではないかと、それから高齢者の方が多いのではないかと。また、一人暮らしの青年などもいるかもしれないけれども、お風呂に入るとしたら、この水量で1か月どういうふうになっているのかなというふうにも考えます。

笠間には有名なこいの家はなさかという入浴施設がありまして、そこによく行くという人は水道使用量は少なくなると思いますけれども、はなさかに3,000人もの方が行くというようなことは考えにくいので、お風呂はどうしているのかなと。この世帯から10立方メートルを基本水量として、基本料金を1,725円徴収しているということになります。繰り返しますが、一人暮らしの世帯や御高齢の方が多いのではないかと推測されます。それから限られた年金で暮らす人、若い人でも非正規で働く人も多いのではないかと推測されます。

市民の方から笠間市の水道料金は高いのではないかと、少なからず声が寄せられています。水道料金について取り上げましたが、何年前かに笠間に移転された方から、移転前の自治体より水道料金が高いと感じています。日々の暮らしに関わることで、高い料金の引下げ、何とかありませんかという声を伺ったことがあります。結構、話が出てきます。調べてみますと、近隣の自治体の料金体系を調べてみたところ、お隣の自治体では基本水量が、10立方メートルよりかなり低い数値でありました。私どもが行った市民アンケートでも、同じような市民の声が示されていました。

5番に移ります。市民負担の軽減と軽減計画について。市民の毎月の負担を軽減して暮らしを応援するという観点から、市民負担軽減という観点からの料金体系の改善を考えていただきたいと思います。先ほどは合理性を持たせるために料金体系の改定を求めていたんですけれども、今度は視点を変えて、暮らしを応援する市民負担の軽減という観点から質問をさせていただきます。

今の受益者負担制度、そのための独立採算制、そのような会計制度を取り入れていることでもありますけれども、それは克服すべき課題であり、克服できる課題でもあると考えます。水は生きる上で、欠くべからざるものであります。負担軽減のための対策、計画が必要ではないでしょうか。このためには、水道会計であっても、基準外繰入れということができないのでしょうか。それから、財政調整基金の活用も十分可能ではないかと考えます。

このような観点から負担軽減を考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） お答えいたします。

市民負担の軽減と軽減計画の策定という御質問でございますけれども、軽減計画につきましては、策定はしておりません。市民の暮らしの状況それぞれおありになるのは、私も理解はいたしますけれども、適正な水道料金につきましては、将来にわたって安定した水道事業を運営するために、我々としましても経費の削減など、今まで以上に経営の効率化を図ってまいります。また、茨城県を中心といたしまして、水道事業の広域連携による効率化の協議も進められているところでございます。これからの結果、また今後の水需要の動向などを踏まえて、水道料金の在り方検討すべきものと考えております。

先ほどの答弁の繰り返しとなってしまいますけれども、水道事業は、社会基盤として欠かせない重要な役割を果たしております。将来にわたって安定経営を維持するためにも、水道料金を御負担いただきますことは欠かせないものであると考えております。このようなことから、負担軽減の措置は考えておりません。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 一つだけお聞きをします。基準内繰入れというのはできないかと思っておりますけれども、基準外繰入れというのは法的に不可能なことなんですか。私はできるんじゃないかと思っておりますが、いかがですか。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） お答えいたします。

基準内繰入れからの御説明になりますけれども、現在の笠間市の水道事業、経営の状況を判断する経常収支比率、これは水道料金の収益をその上にかかる経費で割り返した比率なんですが、これが100%を達成しております、独立採算制の原則を満たしておる運営ができています。

一般会計の繰入れにつきましては、毎年、総務大臣から通知される地方公営企業繰出金の基準、こちらに該当させる必要がございますが、現在の笠間市の経営状況、この基準をよい意味で下回っているということで、この基準に対象にならないと、一部公共消防のための消火栓に要する設置費とか維持費、そういったものについては対象になるんですが、それ以外は基準内には入ってこないというようなことから、一般会計の繰入れができないという状況になっております。

基準外につきましても、独立採算制の原則を今保たれている状況でございますので、基準外繰入れについても採用は考えていないという状況でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今、御答弁をいただきましたけれども、市民負担軽減のためにこれから対策を考えていただきたいということを要望しまして、次の大項目3の質問に移ります。どうもありがとうございました。

東海第二原発の再稼働と耐震設計基準、避難計画に関してに移ってまいります。

まず、1番目に、東海第二原発の基準地震動、原発の耐震設計の基準となる地震の強さに当たるわけですが、これと建築基準法の耐震設計基準はどのようになっているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 14番石井議員の質問にお答えいたします。

基準地震動と建築基準法の耐震設計基準についての御質問でございますが、東海第二発電所の基準地震動とは、科学的、技術的に知見を踏まえ、原子力施設の敷地周辺の地質や地震工学的観点から想定される最大の揺れでありまして、原子力規制委員会が新規基準との適合性を確認したものでございます。また、建築基準法の耐震設計基準につきましては、一般的な建築物に対する耐震設計の要求事項でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） その数値を話していただきたいと思うんですけれども。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 数値と申しますと、東海第二発電所の数値ということでよろしいでしょうか。

○14番（石井 栄君） そうですね。

○総務部長（後藤弘樹君） 東海第二の基準地震動は、1,009ガルとされております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 元福井地裁の裁判長の樋口さんという方が「私が原発を止めた理由」という本の中で書いておりましたけれども、1,500ガルだとそのように示しておりました。少し幅があるようなんですけれども。

それでは次に、2番、この10年間に全国で1,500ガル以上ないし震度7以上の地震発生状況、どのような状況だったか、お知らせください。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 過去10年間におけます1,500ガル以上ないし震度7以上の発生状況でございます。気象庁及び地方公共団体の観測点において公表している観測データによりますと、過去10年間におきまして1,500ガル以上を観測した地震は、2016年4月の熊本地震で1回観測しております。震度7以上を観測した地震は、2016年4月の熊本地震の際に2回、2018年9月の北海道胆振地方地震で1回観測し、計3回となります。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 分かりました。過去10年間に1,500ガル以上の地震が3回発生していたと、このように私もその本で確認しました。

このことから、国の機関も今後30年間に大規模な地震が発生する可能性は80%あるというふうに言っております。1,500ガル以上、はっきり言えば、基準地震動の1,009ガル以上

の地震が来る可能性はかなりあるのではないかとそのように考えますが、地震によって東海第二原発が損傷する可能性があるのではないかと思います、それについてどのように受け止めておるのでしょうか、お願いします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 地震によりまして東海第二原発が損傷する可能性はないかとの御質問でございますが、東海第二発電所によりますと、原子力規制委員会による新規規制基準の適合性審査の下、安全対策工事を現在進めているところであり、地震に対する耐震設計や安全装置の充実、定期的な点検や維持管理などを行い、万全の対策を講じているとのことでございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 東海第二原発の設置者、そのようなお話をされているということは伺っております。

2021年5月7日付の「東京新聞首都圏ニュース」に、元原発設計技術者の後藤政志さんが水戸地裁で開かれた日本原子力発電東海第二原発の運転差止め訴訟に原告側証人として出廷をし、次のように述べていたと記載があります。

原発の構造材が、想定より小さい力で壊れる可能性を指摘したと。証人尋問では、圧力容器の転倒を防ぐためのスタビライザーに十分な耐震性能がなく、基準地震動に満たない地震でも破損のおそれがあることを説明した。そうなれば、圧力容器が周囲の遮蔽壁に倒れかかって複数の配管が破壊され、炉心の冷却機能が失われる。絶対にあってはならない事故だ。基準地震動を超える地震で、格納容器の金属材料が変形して潰れる座屈が容易に起こり得ることも訴えた。これも配管のギロチン破断に直結すると、このような新聞の記事の一部ですが、ございました。

今年、原発の再稼働に関して60年を超える原発の運転可能とする法案が、規制委員会の委員が1人反対するという異例の事態の中で採決されてしまいました。危険な事態であります。このようなことがあります。

さて、4番、市内UPZでの介護施設数・入所者数・病院数・入院者数はどれだけでしょうか、お願いします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 市内UPZ圏内の介護施設数・入所者数及び病院数・入院患者数についての御質問でございますが、入所者数及び入院者数につきましては、変動する可能性がございますので、定員数にて答弁をさせていただきます。

市内UPZ圏内における介護施設数は14施設、定員数が412名、また、病院につきましては4病院、定員数は1,086名となっております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、5番、市内の施設入所者、病院入院者の安全な避難

は可能と考えておりますか、お願いします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 市内の施設入所者、病院入院者の安全な避難は可能かとの御質問でございますが、病院や社会福祉施設等の要配慮者につきましては、国の防災基本計画や原子力災害対策指針に基づきまして、茨城県地域防災計画において、医療機関や社会福祉施設の管理者は、あらかじめ避難計画を策定することとされております。避難につきましては、策定した避難計画にのっとり各施設管理者の判断の下、適切に行われるものと考えております。

なお、避難計画や避難方法など、それぞれの施設からの相談等があれば、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） この避難については、車の確保のめどが立ったという話は聞いておりません。また、避難対象が、これによりますと30キロ以内と限定されております。車で避難できない弱者の対応が、十分にできていない。それから、車での避難移動も混雑し、現実的ではないこと、特に複合災害時には、大きな問題になると思います。

笠間市の原子力災害広域避難計画は策定したと言える実効性ある計画なのでしょうか。私は、策定したと言える実効性のある計画とはとても言えないのではないかと、このように考えます。これについて、当局の実効性に関する現在の認識を、お考えを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 笠間市の原子力災害広域避難計画は策定したと言える計画なのかという御質問でございますが、平成29年3月に5市町と原子力災害時における笠間市民の県外広域避難に関する協定書を締結いたしまして、平成29年12月に避難対象区域や避難等の方針を定めた笠間市原子力災害避難計画を策定したところでございます。また、国県の計画改定に基づき3回の改定を行い、時点修正の改定を行ってきたところでございます。

また現在、県におきましては、放射性物質の拡散シミュレーションを日本原電に要請しまして、シミュレーションの妥当性を外部の有識者で検証を行っているところでございます。この検討結果を県及び関係自治体と共有いたしまして、課題の抽出や検討を重ねまして避難計画の内容を高めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 少し見解が違いますので、こちらの見解をお伝えしたところで

す。

笠間市の原子力災害広域避難計画、これを見ますと、避難等指示時の広報では次のように言うことになっているんです。

こちらは、笠間市です。笠間市災害対策本部から、緊急のお知らせです。本日、何時何分頃、東海第二発電所で重大な事故が発生しました。次の地域の皆さんは、安全な地区まで避難することになりました。指定された一時集合所に集まってください。

自家用車でスクリーニングポイント、避難退域時検査所で検査を受け検査に合格すれば、自家用車で栃木県内3市2町の中継場兼基幹避難所に向かう、このようになります。これは、O I L 1という緊急防護措置が発令されたときの想定広報であると思います。そのときは500マイクロシーベルトパーアワーを観測されたこのことですから、このとき辛うじて避難することができたとしても、避難計画に乗って移動した方は、笠間市に戻ってこれるかどうか分からないわけです。戻ることができない避難になる可能性があるということではないでしょうか。この可能性があるということについて、どのように考えるのでしょうか。

笠間市の原子力災害広域避難計画では、避難計画を実行に移すことは、市民の暮らし、なりわいが根底から崩れることになることではないですか。帰還が困難になる避難、笠間市への帰還が困難になるのではないのでしょうか。こういうO I L 1の緊急防護措置の発令、これについてどのように考えますか、お願いします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 原子力規制委員会の新規制基準に基づきまして、原子力発電所での電源喪失や冷却機能喪失などによる放射能物質の放出に至るような重大な事象に陥らないよう、原子力発電所において様々な安全対策を講じているということで認識をしております。そのような事態にならないように安全対策を講じているというふうに認識をしております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでも、安全対策をやっていると強調していても、原発事故は起こりました。それを通していくということは新たな安全神話になりますから、絶対それで安全だということは言わないでいただきたいというふうに思います。

市が取り組むべきことは、市民が避難しなくてもよい状況にするための努力、再稼働をやめ、廃炉を求めることではないですか、いかがでしょうか、見解を求めます。市長、一言いいですか。

○議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） これまで同じような質問を何度も受けております。再稼働や廃炉に関する判断につきましては、最終的に国、県、事業者と地元自治体及び周辺5市により協議、判断されることと思われまますので、私のほうからはコメントは控えさせていただきます。

○14番（石井 栄君） 終わります。どうもありがとうございました。

○議長（大関久義君） 14番石井 栄君の一般質問を終わります。

ここで13時まで休憩いたします。

午後零時05分休憩

午後1時00分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、15番畑岡洋二君の発言を許可いたします。

〔15番 畑岡洋二君登壇〕

○15番（畑岡洋二君） 議席番号15番、政研会の畑岡洋二でございます。議長より質問の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

大項目として1、地域活性化に資する林政の可能性について。2、令和5年度一般会計補正予算（第3号）についての二つを取り上げました。

まず、大項目1、地域活性化に資する林政の可能性について質問をさせていただきます。

明治30年、西暦1897年に旧森林法が制定され日本の林政が始まり、戦後、昭和26年、西暦1951年に旧森林法を全面改廃する形で現森林法が制定されました。この森林法の昭和37年の改正を補う形で昭和39年に林業基本法が制定され、林政をつかさどる二つの法律、森林法と林業基本法がそろいました。それぞれ改正を繰り返し、林業基本法は平成13年、西暦2001年になりますけれども、このときの改正時に森林・林業基本法として現在に至っております。また、平成30年の森林経営管理法の制定、そして平成31年の森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の制定は、これからの地方自治体の林政を理解する上で重要なことだと考えております。

それでは、林業に関わるために、理解すべき基本と思われる項目をまず質問させていただきたいと思っております。

1番目に、昭和37年の森林法改正・全国森林計画制度、地域森林計画制度について質問いたします。どのようなものでございましょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 15番畑岡議員の御質問にお答えします。

昭和37年、森林法改正・全国森林計画制度、地域森林計画制度についての質問でございますが、森林法については林野庁の林政年表によると、明治30年に旧法が制定され、昭和26年に旧法が廃止及び現行法が制定されました。昭和37年の森林法の改正により、全国森林計画、地域森林計画の新設等がなされ、これにより全国森林計画制度と地域森林計画制度が導入されました。全国森林計画制度の概要については、国全体の森林政策や森林保全、利用の方針を立案、実施するための制度であり、国の森林政策を長期的な視点で策定し、森林の持続的な利用や保全、森林関連産業の振興などを総合的に計画するもので、5年ごとに策定されております。

次に、地域森林計画制度の概要については、地域ごとの森林管理と保全のための制度で、

地域の特性やニーズに基づいて策定し、地域住民や関係者の参画を通じて森林資源の適切な利用や持続的な管理を目指すため、都道府県が主体となって策定、実施されているものとなっております。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 確認しますと、このときに国が計画する制度が明確になり、そして都道府県、要するに知事がすべき計画が明確になったという理解でよろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） では続きまして、2番目の、昭和39年に林業基本法が制定されますけれども、現在は森林・林業基本法というふうに名前を変えてありますけれども、林業基本法の制定について、どのような法律で、また森林法と林業法との関係、その辺の御説明をお願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 昭和39年、森林法改正・全国森林計画制度、地域森林計画制度についての御質問かと思えます。

まず、森林法改正につきましては、林業基本法の制定に伴い、一部改正されております。概要といたしましては、林業基本法において、森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期的な見通しを立て、これに伴いまして、森林法において全国森林計画は、この基本計画及び長期の見通しに即したものであると考えております。また、林業基本法において林政審議会が設置されることとなり、これに伴い、森林法においても森林審議会の事務が整備されたところでございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） ありがとうございます。

では続きまして、③番、平成10年に森林法がまた改正されて、ここで市町村森林整備計画制度なるものが制度としてつくられたようでございますが、何のための制度か伺います。よろしく申し上げます。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 平成10年の森林法改正・市町村森林整備計画制度についての質問かと思えますが、市町村森林整備計画制度は、地方自治体である市町村が、森林の保全や育成、利用に関する計画を策定し、実施するための制度でございます。平成10年、森林法の改正により、森林計画の策定の義務づけ、市町村森林整備計画の位置づけ、森林整備計画の見直し、関係機関や団体との協力体制の強化などの制度が拡充されたところでございます。この拡充により、市町村が主体となって森林の保全や育成、利用に取り組む

ことが促進されました。地域の特性や課題に合わせた具体的な森林計画の策定や見直しを通じて、持続可能な森林管理と地域の発展を図ることが期待された制度であると考えております。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 制度の名前から分かりますように、市町村への権限というか、責任が移譲されてきているんだと思いますけれども、かなり間隔を置いて市町村森林整備計画というタイミングになったかと思うんですけれども、その辺もう一度、この制度、市町村どのようなものだったか、説明をいただくとありがたいと思います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 市町村森林整備計画の導入の背景ということでお答えします。当時、木材価格の低迷や伐採にかかるコストの増大により、林業生産が停滞傾向になってきました。そこで、これまで都道府県が主体となって森林施業により地域の实情に応じて効率的に進めていくために、県から市町村が主体となる計画が導入されたものと認識しております。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 当たり前ですけれども、森林資源は地域の自然環境によって当然違う、まさしく自然、それぞれの市町村の文化を引き継ぐようなものなので、この流れはある意味当然だったのかもしれませんが、ただそれとは別に、林政をつかさどる法、行政側のマンパワー、地域の林業従事者等々の、ある意味減ってきているというのが片方であったのかと思いますけれども、この辺は後でまたしっかりと聞きたいと思いますけれども、そういう背景もありながら、市町村へしっかりと自分たちの近いところは見てやってよということだと思います。

それでは次、4番目になりますけれども、平成13年に林業基本法が改正され、名前も森林という言葉が入るようになったわけですが、この辺、名称を改称するほどの大きな社会的背景があったのかと思いますけれども、その辺も含めてこの背景を説明よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 平成13年、林業基本法改正、森林・林業基本法についての御質問でございますが、改正された背景といたしましては、国民のニーズの変化や林業情勢の悪化により整備や保全が困難になったことから、改正されたものでございます。概要としましては、林業基本法は、林業の振興、持続可能な森林管理、林業事業者の支援、林業技術の向上などを目的としており、林業に従事する人々や林業経営者の権利や責任、林業関連産業の振興、地域振興における林業の役割などについて基本的な原則や指針を定めたものでございます。

制定された森林・林業基本法は、森林と林業全体に関する基本的な方針と規定を定めた

法律であり、林業だけではなく森林保全や森林関連の環境保全、生態系の保護など、より広範囲な視野で森林と林業を取り扱っておるものでございます。持続可能な森林管理、森林の保全、維持、再生、森林利用の適正化、地域振興など、総合的な森林政策の基盤となる法律となるものと考えております。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） では次に、5番目になりますけれども、平成23年、またある意味定期的なのか、それとも必然性があったのかあれですけれども、森林法が改正され、森林経営計画制度というものが制定されております。これが私も少し勉強すると、これまで森林施業計画というものが森林経営計画へと名称変更してというふうな形で、森林経営計画制度が制定されているということなんですけれども、どのような制度か、御説明願います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 平成23年、森林法改正・森林経営計画制度についての御質問でございますが、森林経営計画制度は、森林の持続的な管理や活用を促進するために策定される計画であり、主に森林所有者や森林経営者が自らの森林に関する目標や方針を明確にするために導入されました。

主な概要といたしましては、目標の設定と実施計画の策定、持続的な森林経営の促進、政府の支援措置の提供、監督、助言の体制の整備などが明記されております。森林経営計画の導入により、森林所有者や森林経営者は自らの森林に対する明確な目標を持ち、持続的な森林管理に取り組むことが求められ、政府の支援や監督体制の整備により計画の実施が円滑に進められることが期待される制度でございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） この森林経営計画制度、実際私も少しずつ見るんですけれども、やはり複雑というか、実際にこの制度ほぼ10年ぐらいたちますけれども、どのぐらいこの制度が笠間市の中で使われているかというデータはございますでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 現在データは持ち合わせておりませんが、この管理制度、計画制度を使いまして、笠間市広域森林組合のほうで事業を行っているというふうに認識しております。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） では、この制度なんですけれども、この制度を使うメリット、一番のメリットというか、幾つかあるんでしょうけれども、メリットの例を御説明願います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 森林経営計画制度のメリットについてでございますが、

森林経営計画を策定すると、森林の生産力や生態系の機能を高めることができます。また、森林経営計画に従って管理を行うと、計画策定者は様々な優遇を受けることとなります。具体的には、経営計画に基づいて伐採した木材の所得に対して所得税の特別控除が受けられることや、計画対象森林において相続を受けた場合には相続税が一部減額となることがあることがメリットと考えております。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 全部説明いただいたわけでもありませんけれども、使うメリットはしっかりあると、そういうふうに国のほうもこの制度を使っていたきたいということで制度設計したということは伺いました。

では次、6番目に入らせていただきますけれども、平成28年にまた制定されたもので、実際には平成31年ですからこれは令和元年になるかと思っておりますけれども、森林法の改正がなされて林地台帳制度がつくられ、森林バンク制度云々ということも書かれていると思うんですが、この6番目についての回答をお願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 平成28年制定、平成31年運用の森林法改正・林地台帳制度、森林バンク制度の創設についての質問かと思えます。

林地台帳制度の導入と森林バンク制度が創設されたことにより、森林法が改正されました。まず、林地台帳制度の概要ですが、森林に関する情報を集約管理するための制度です。次に、森林バンク制度の概要ですが、手入れが行き届いてない杉などの人工林を市町村が集約し、専門の機関や団体、林業経営者に貸出しをする制度でございます。林地台帳制度の導入により林地情報の一元管理が行われ、森林バンク制度の創設により森林の保全や再生、環境保護が支援されることとなったものでございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 確認しますけれども、林地台帳制度がつくられ、林地の情報がデータベース化され、それを使って集約化という、誰が持っているか、誰が施業をしているかというのが明確にデータバンクとされて、それが、要するに自分でここをやりたい、これはお宅にやりたいというような形が森林バンク制度ということだと思っておりますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） そのとおりでございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） ここで私も初めて聞いたときはかなり頭の中が混乱したんですけれども、慣れないと混同するんですけれども、森林簿という言葉があるんです。

林地台帳、森林簿、似て非なるのか、似ているのか、その辺の森林簿と林地台帳制度との関係、そして何が違うのかを伺いたしたいと思います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 林地台帳と森林簿の関係性ということでございますが、林地台帳とは、市町村、地方公共団体が設置するものであり、こちらにつきましては、土地の所有者や隣地との境界に関する情報が記載されているものでございます。

一方、森林簿は、都道府県が作成するものであり、森林の資源情報、その場所に何が植わっているという情報などが記載されているものでございます。また、林地台帳は地番単位での整備であり、森林簿は小班単位、いわゆるブロックで植わっているもののブロックで整理されているものでございます。

森林台帳の整備により、森林所有者や隣地との境界が明らかになり、森林の集約化や森林整備、雇用創出地域、活用の促進などが記載されるものではございますが、この森林台帳と森林簿両方を合わせて有効なデータベースになるというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 私も以前、担当者に林地台帳の話を説明いただいて、笠間市林地台帳運用事務取扱要領なるものを提示されて、立場立場で出せる情報、なかなか出しにくい情報という話をいただいて、私のようにそれほど土地を持っているわけでもなく、林業にそれほど大きく関わっているわけでもない人からすると、情報を取るのには物すごく大変だなというのを実感したことがありました。

ただその前に、笠間市が林地台帳を運用しているということが、その後、私ホームページで調べたんですけれども見つからなかったんです。要するに、笠間市がこういう情報を持っていて、全部出せるわけではないけれども、参考にとにかくいろいろな情報できますよという、この情報が多分ホームページにまだ載ってなかったと思うんですけれども、その辺現状どうなんでしょうか、お伺いします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） ホームページ上の記載というものは現在も行っていないところでございますが、要因としましては、閲覧に来る方がほとんどいらっしゃらないという現実、議員も御存じでしょうけれども、というものでございますが、今後は、林地台帳は個人情報を除いたものであれば、どなたでも閲覧は可能な台帳でございます。

写しの提供等につきましては、森林の所有者、その森林に隣接する森林の所有者、森林所有者から森林経営の委託を受けた方しかできないものとなっておりますが、個人情報を除いたものであればどなたでも閲覧可能となっておりますので、市民の皆様が閲覧しやすいような体制を今後は構築すべきだと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 今はもう出せる情報は使っていただいて、そこからどんどん仕事をしていただくという時代にもなりましたし、今やり取りしております林地台帳の情報を、これは私もネット上あちらこちらに行っていると、やはり犬も歩けば何とやらで、茨

城県のほうでまさしくオープンデータ化されて、茨城県がつかさどっている茨城県内の林地台帳情報が一つの表情情報としてなっているのを見つけて、そこから笠間市だけ、さらにその一部を取り出して使わせていただいておりますので、要するにやっぱりそういうのがあれば、そこで個人情報がある、なし、出せるもの、出せないものは当然あってしかるべきだと思いますので、出せるものはうまく使っていただければ、この後いろいろと質問しますけれども、有効に使えるものはよろしく願いいたします。では、6番はここで終わらせていただきます。

そして先ほどからやっているように、平成10年の森林法改正により、市町村森林整備計画制度、そして平成28年の森林法改正による林地台帳の整備、平成31年度からの森林経営管理制度の創設などにより、民有林行政における市町村の役割の重要度が増してきているんだと思うんです。そういう中で、市町村の森林林業行政を支援する制度として、地域林政アドバイザー制度が創設されたようでございます。そして、笠間市も、令和6年度以降を対象にした地域林政アドバイザーの募集をしているというふうに情報を得ております。

そこで7番の質問になるわけですが、平成29年の地域林政アドバイザー制度、どういうものか。そして、笠間市が求める経験・資質というものを御説明いただければと思います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長 礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 平成29年度の地域林政アドバイザー制度について、求める経験・資質についての質問でございますが、平成29年に導入された地域林政アドバイザー制度は、地域の森林経営や林業振興に関する専門的な支援を提供することで、地域の持続的な森林利用や地域の森林資源の活性化を促進することを目的としております。

次に、地域林政アドバイザーに求める経験や資質についてですが、まず、要件といたしまして、地域林政アドバイザーの要件、林野庁のほうで示しているものでございますが、次のいずれかに該当する技術者の方、またはその技術者が在籍する法人の方ということで、森林総合監理士登録者、または林業普及指導員資格試験合格者、森林部門の技術士、林業技師、認定森林施業プランナー、地域に精通する方で林野庁が実施する研修またはそれに準ずる研修を受講する者でございます。

次に、資質でございますが、林業や森林政策に関する幅広い知識を持っていること、地域の特性や課題に関する理解を持っていること、地域の森林関係者との連携や協力が必要となるため、円滑なコミュニケーション能力を持っていること、地域の森林には様々な課題や問題が存在するため、これらの問題を分析し、解決策を見つける能力を持っていること、地域の森林経営者や関係機関に対して指導や助言を行う役割であるため、適切な情報伝達能力を持っていることなど、これらの経験と資質を兼ね備えていることが必要と考えており、茨城県内でこの対象者となり得る方は県内80名ほどいると伺っております。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 経験というか資格、地域林政アドバイザーになれる資格というのが幾つか指定されていて、どれかに該当すればということ、そして当然、この資質というのがまた難しい話かと思えます。一番は、地主とコミュニケーションが取れる、そして行政ともコミュニケーションが取れる、いろいろな組織とコミュニケーションが取れる、そこがなければ、全て宝の持ち腐れというか、進みませんので、その辺しっかりと当然面接して、また、笠間の林政に合う人を、ですから80名程度該当者がいるとしてもすぐにぴったりな人が来るかどうかはなかなか難しいでしょうけれども、やはり私もこうやって少しずつ林政のことを勉強するに従えば従うほど、行政のマンパワー、要するに、林業は3年、5年ではなくて10年、20年、30年ぐらいやって一人前なのかなという感じもするところがありますので、行政の3年から5年の人員配置というところとまた難しいところがありますので、うまいこと地域林政アドバイザー制度を使って、いい人を見つけていただければなと願う次第でございます。

そして、この制度を見ますと、国の財政支援等々あるようですけれども、この辺の説明もお願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 地域林政アドバイザー制度を活用した場合には、交付税が措置されることとなっております。市町村や都道府県が森林林業に関する知識や経験を持つ技術者を雇用することで特別交付税による措置が受けられ、この制度は、市町村の林業行政の体制強化を目的として、平成29年度から始まっております。特別交付税措置率は、市町村の場合7割で、対象経費は1人当たり500万円が上限となっております。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） マンパワーの自主的な応援と、また金銭的な応援、この7割、そして上限が500万円ということは、これをやると常駐に十分かどうかは人それぞれでしょうけれども、利用しない選択肢はないと思えますので、ぜひやっていただきたいと思えます。そうすることがまさしく笠間市の林業、そして行政の力の分散ということもありましょうから、ぜひよろしくをお願いいたします。現状では、どうなっているかまではここで聞いてもあれなので、とにかく早いうちに、来年度ですか、よろしくをお願いいたします。

では次、8番にいきたいと思えますけれども、先ほど答弁いただいた、森林経営計画制度とは異なる森林経営管理制度、分からない人からすると、畑岡、字を間違ったんじゃないかというようなぐらい私自身も読み違えることもあるんですけれども、森林経営管理制度、これまでの一般質問でも何度か答弁いただきましたけれども、改めてどのような制度か伺いたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 森林経営管理制度についての御質問でございますが、まず、森林経営管理法の制定により一部改正されております。

次に、森林経営管理制度の概要といたしましては、林業の低迷等により維持管理がされていない森林が増加傾向にございます。手つかずのまま放置される森林所有者の代わりに、市が経営管理を行っていく制度でございます。具体的には、森林所有者の意向により委託を受け、林業経営に適した森林を茨城県が認定した林業経営体に再委託するなどにより、林業経営と森林の管理を実施していくような制度となっております。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） この管理制度、今説明あったかと思うんですけども、利益になりにくい森林をどうしていくかというのが、最終的な問題に必ず残ると思うんです。そういうところは利益が出にくいとなると、先ほど説明いただいたというか、ありました森林経営計画制度、まさしくこれでやるといういろいろな国の財政支援とかメリットがあるという話だったんですけども、それに合わないような、その計画にどう頑張っても合いそうもない難しい森林の民地が残ったときに、どういう計画を立てればいいのかというのは、実はこれを私自身も勉強するときに思ったんですけども、今すぐに答えが出ることではないと思うんですけども、何かアドバイスがあればこの場でお願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 森林経営管理制度と計画の関係性でございますが、議員おっしゃるような、施業しにくいような森林を経営管理制度を使っていくという考え方も一つございますが、現状、我々昨年、笠間市の一部の地区において有用な森林資材がありそうな地区のアンケート結果を取らせていただいたところ、そもそも森林の所有者が自分の森林があるということは知っているけれども興味がないとか、あとはどうやって今後管理していきますかというときには市に管理を経営管理制度で任せたいとかという割合が、6割以上の方がそのような考え方を持っているということなので、施業しやすいところ、しづらいところという考え方ではなく、本年度も別の地区で意向調査を行います、その意向調査の結果を踏まえ、経営管理制度の導入の是非もしくはどこから手をつけていくんだというところを、まさに地域林政アドバイザーの意見等を聞きながら決めていきたいというところでございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） いろいろな制度があって、全てマッチすることは多分ないでしょう。全てマッチすれば一つのルールにすればいいわけですけども、その辺がないのでうまく取捨選択できる、まさしくアドバイザー、戻ってしまいますけれども、重要な位置なのかなと思います。

では次に、9番目にいこうと思いますけれども、森林経営管理制度を財政的に裏づけるものとして創設された森林環境税ですが、改めて課税の目的、税の仕組みについて伺いたいと思いますが、9番、そして平成31年に制定され、令和6年度に課税開始される予定の森林環境税について、答弁をお願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 小項目9、10番一緒にということでしょうか。

○15番（畑岡洋二君） そのほうが説明しやすいのであれば、申し訳ないですけども、それでよろしく願いいたします。

○産業経済部長（礒山浩行君） 分かりました。

平成31年設定、令和6年同課税開始の森林環境税についてですが、これにつきましては、令和6年度より課税が開始されます。森林環境税については、平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下に、我が国の温室効果ガスの排出削減目標の達成や災害防止を図るために森林整備に必要な地方財源として創設された目的税となっております。

なお、課税額は、個人住民税に1人年額1,000円を上乗せして市町村が徴収するものとなっております。

続いて、森林環境譲与税について運用状況でございます。

運用計画・人材育成等についての御質問と思われませんが、令和元年度より譲与が開始された森林環境譲与税につきましては、当市における本税は、令和元年度に914万4,000円、令和2年度に1,943万2,000円、令和3年度に1,936万8,000円、令和4年度に2,582万6,000円が譲与され、令和4年度末における譲与額の合計は7,377万円となっております。

令和元年度、令和2年度は、森林環境整備基金へ全額積立てをいたしまして、令和3年度、令和4年度につきましては、基金を活用いたしまして、あたご天狗の森公園の周辺にある森林整備等を実施しました。令和5年度につきましては、つつじ公園周辺の森林整備の実施を予定しております。

以上です。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 森林環境税と譲与税セットでということなので、私のほうが質問を割らないほうがよかったんだろうと思いますけれども、そういうことで、森林環境税が今度、来年度、今答弁にありましたように、1,000円ずつ課税が始まるということなので、ルールづくりはもう既にもう5年も前からできていますので、これの1,000円に気づいている人、気づいてない人いろいろあるでしょうけれども、当然課税が始まる前にはそれなりの周知が必要かと思っておりますけれども、その辺どのような予定になっているか、御答弁願います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 課税前の市民の皆様への告知等の方法でございますが、市のホームページや広報紙などを活用して、この税の使い方を含めて積極的な広報をしてみたいと考えております。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） では、譲与税、市町村へ、県も含めてなんですけれども、譲与されるお金、たしか来年度の話ですから確定額はまだまだあれにしても、私が知り得る範囲ですと、大体毎年3,000万円程度の金額になろうかという話で私は知っておりまして、ですから、このお金をどう使うか今しっかり枠組みをつくるのが、執行部、そしてそれを私議員としてもやるのが大きな仕事かなと思って、こういうことでやらせていただいておりますけれども、その辺の運用計画、そして人材育成制度などに関して何か計画がありましたら御答弁願います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） まず、運用の計画につきましては、先ほども答弁しましたが、市内の有益な森林等にアンケート調査を実施いたしまして、去年の1地区におきましては今アンケート調査の内容を分析しているところで、そこに経営管理制度がマッチするのか、森林バンク制度がマッチするのか等について検討を進めているところでございます。

その結果を基に、森林経営管理制度を活用した笠間市が、所有者に代わって管理をしていく制度の財源となることも当然あり得ますし、また今後出てくるであろうと思われる小規模な事業者とか、NPOで環境保全を積極的にやられる団体等が出てきた場合には、きちんと林業として管理していくハードの事業と環境保全を目的としながら小規模な林業を行っていく団体等もソフトの事業をとということを分けまして、両輪で運用していくような計画を考えているところでございます。これに関しましても本年度大体方向性を出して、来年度採用予定の林政アドバイザーの意見を聞きながら決めていきたいと考えております。また、人材の育成につきましては、市町村単独で研修等を行うことは難しい状況でございますので、国や県、また、森林組合の連合会なんかが行う研修会等と連携いたしまして、職員をはじめ興味のある方を積極的にそちらに送り込んで、森林に関わる人材の育成を図っていきたくて考えておるところでございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） とにかく、これだけはっきりとした目的の税、予算、しっかりと使うことが、納税された方に対する答えかと思っておりますので、私も議員として、そして一市民として関わりたいなと思っております。

では次に、ほかでどのようなことがされているかということになるんですけれども、私もこの2月に和歌山県紀美野町での自伐型林業フォーラムに参加し、また、5月には地域おこし協力隊制度と自伐型林業を組み合わせ、雇用創出と持続可能な森林管理を目指す高知県佐川町を視察してまいりました。

まずそこで、私これも何回か一般質問させていただきましたけれども、地域おこし協力隊制度を利用した林業の活性化について、現時点でどのようなお考えがあるか、御答弁願います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 地域おこし協力隊制度を活用した林業の活性化についての質問でございますが、本市では、平成25年度より地域おこし協力隊の活用をしており、現在4名の隊員が活動しております。今現在、過去において、林業において活動した隊員はいないという状況でございます。

議員御存じのとおり、笠間市、森林面積は大分県内では広い市町村なんですけど、県北地域に対して林業経営という部分で見ると、なかなかビジネスとして成り立つような状況ではないという状況の中、今後、林業の条件に合った地域おこし協力隊の活用にあたっては、積極的に検討していきながら募集をかけ、来ていただけるという方がいらっしゃるのであれば活用していきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 私も、地域おこし協力隊うまく使えばいい制度だとは本当に思っています。ただやはり林業、先ほどから申しているように、知れば知るほど、地域おこし協力隊の3年というものは、あまりにも林業に関わるには短か過ぎる。少なくとも5年、10年、そういう話になったときに、3年終わった後の受入れ体制がしっかりしていないと、来てはくれて3年しっかりやったけれどもその先どうするんだということになりますので、その辺と並行して、森林組合なり、また違った形の団体なり、受入れが明確にならないと来ていただいた方に無理を言ってしまうのかな、実は私もそういうのは少し考えていますので、その辺をしっかりと考えながら検討していただければありがたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

そして今も言いました、自伐型林業、いろいろな評価、いろいろな見方あるかと思っています。私も担当部署にこの情報をいろいろとお伝えしていますので、佐川町でまさしく地域おこし協力隊と自伐型林業、こういうことと、また自伐型林業というものを取り入れる団体が全国的にこの二、三年目立ってきたように私思っていますので、この辺、笠間市への展開、こういう団体との連携というのは何かお考えがありましたら、御答弁いただきたいと思います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 自伐型林業についての御質問でございますが、議員おっしゃるとおり、佐川町でも実践される自伐型林業、この方法を取り入れる地方自治体や団体は全国的に広がりを見せていると我々も認識しているところです。

笠間市への展開についてでございますが、自伐型林業とは、個人や民間事業者が行う小規模で、おおよそ50年から100年の林齢の森林を長時間かけて間伐を繰り返していくような林業施業形態であると考えております。林業者などが自らの手で森林を管理し、採算性と環境保全を両立することができる持続的な林業経営というふうには認識しております。令和5年5月現在、林業が盛んな地域である全国43の自治体において、自伐型林業に取り

組んでいると聞いております。また、自伐型林業を実施するに当たっては、長期にわたって山林の環境を失わない施業が必要であり、適切な維持管理を継続していくことが重要と考えております。そのために専門的な技術を身につけるため、時間や労力を要しているというのが課題であると我々も考えているところでございます。

笠間市での今後の展開につきましては、森林所有者、または依頼を受けた者が、今後自ら望んで自伐型林業を希望するという方や団体等があれば、森林環境譲与税を使いまして積極的な支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） とにかく場所場所でどんな形がいいかというのはやはり変わっていくと思いますので、一つの例として参考にできればと私も思っていますし、やはり自伐型林業を知れば知るほど、実は公の助成金とかそういう制度ではないところで手厚い保護のようなものがあるようなので、やはり一言では、いいよね、だからやりましょうというふうにはならないというのもありますので、私も一つの考えとして見守っていければと思っていますので、排除することもないし、すぐ飛びつくこともなく、一つの考え方と思いますので、よろしく願いいたします。

最後の12番になりますけれども、今後の新しい団体が立ち上がったとき、要するにこれからというのがいろいろな形で、兼業なり専業なりいろいろな形ができたときに、要するに、できればいろいろな形、当然今ここまでいろいろなやり取りしたルール、制度をフル回転してできるように応援していただければなと思いますが、その辺の御答弁をいただきたいと思います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 新たな林業経営の団体が立ち上がったときの対応ということかと思いますが、新規の森林経営や管理を行う任意団体が設立された場合には、団体の活動計画書等をよく確認し、積極的に林業施業に取り組む団体に関しましては、先ほど来からの答弁にあるように、窓口を広げていろいろな可能性、自伐型林業をやっていく方、バンク制度を使って施業される方等様々かと思いますが、自主的な活動ができるようなことで、的確な助言や柔軟な支援を行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） とにかく担い手を増やす、担い手になろうと思う意欲のある人たちが出たときには、支援のほうをよろしく願いいたします。

では次に、大項目2番、令和5年度の一般会計補正予算についてに関して御質問いたします。

1番目に、地場農産物振興拡大事業「栗拾い機、栗いが剥き機の導入経費の補助」について、そしてまた、茨城県の支援を得られないのかなということについての御答弁をお願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 地場農産物振興拡大事業「栗拾い機、栗いが剥き機の導入経費の補助」及び茨城県への支援要請についての御質問でございますが、我々栗産地として生産面積の維持や拡大、生産量の向上を図る上では、最も負担の多い収穫作業の負担軽減が課題となっております。

そのようなことから、茨城県と農機具メーカーがタッグを組みまして栗拾い機を共同開発し、本年4月27日に生産者や関係者を対象に実演会を開催したところでございます。この機械は、今シーズンの収穫に向けて販売されるということが発表されました。茨城県の実証によりますと、この機械により、生産者の負担となっている収穫作業時間が約65%削減されたとの結果が得られており、また、栗拾い機は栗いがごと回収するために、いがむき機と併用することでさらなる省力が可能となると考えております。

茨城県では、機械の導入支援に関しては、県の補助であるもうかる産地支援事業の活用を購入希望者に促しておるところでございますが、この制度はハードルが高く、申請対象者の要件が3戸以上の営農集団であり、規約の策定や団体名義の口座の開設などがあり、本市の栗農家、個人でやっている方が大多数でございますが、個人で購入を希望する生産者に対しては、補助事業の活用がなかなか難しい県の制度となっております。

栗拾い機は実演会以来、新聞やマスメディアなどに取り上げられ、我々の農政課の窓口にお問合せや補助の要望が約20件程度を寄せられているところでございます。このような状況から、収穫作業の省力化と収穫量の向上を実現し、栗の産地としてのさらなる向上を図るため、本定例会において市単独の補助を上程させていただいたものでございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 今、最後に市単独ということで、非常に私もいいことだと思っております。ただ何でこの質問をしたかと言いますと、先ほど説明があったように、県がメーカーとタイアップしていい物をつくってくれた。私も、先週10日に緑町のほうの展示会に見に行きまして、現物を見てまいりました。実際動いているのを見たわけでないけれども、すばらしいものだと感じております。ですから当然、栗のまち笠間市、そして栗の県茨城県、そして茨城県が開発したことなのだから、最後まで支援していただきたいなということで思いましたので、質問という形でしていきました。ここで答えが出るわけではありませんので、できれば県のほうに来年度に向けてプッシュしていただけたらありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 県の制度も使いやすいような制度をつくっていただけるように、県のほうには我々としても要望していきたいと考えております。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） では、②の豚ブランド推進事業「笠間の栗を使用した豚のブラ

ンド化推進」について伺いたいと思います。答弁をお願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 笠間の栗を使用した豚のブランド化推進についてでございますが、笠間市内にある東京大学大学院農学生命科学研究附属農場、いわゆる東大牧場です、につきまして、市場に商品として供給できない栗や栗加工時に発生する食品残渣が廃棄されている現状に着目し、豚の飼料に活用し、良質な豚肉の生産を図る研究を、平成24年度頃から取り組んでおります。東大牧場と連携を図ることで笠間の栗を給与した良質な豚の生産方法を確立し、独自の豚ブランド化の創出を行うことや、廃棄されていた栗を飼料化することで食品ロスの削減、持続可能な農業の推進、環境負荷の低減などにもつなげられると考えております。

今後は、生産や流通体系、販路などの課題を調査、整理し、関係機関と協議を進めながら笠間の栗を活用した新たな豚のブランド化に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） 補正予算書の中に特許申請のような表現がありましたので、方向性は私も大賛成でございまして、ただ、私も特許明細を自分で書いたことがありますので、新規性なり、まさしく差別化するなりをどういうところに求めるのかぐらい、ここで言えることがあればお願いしたいなと思います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 特許申請の内容につきましては、今ここで、公の場で答弁するとほかのところで盗まれてしまうというか、そういう可能性もあるので、詳細につきましては、我々も実際に東大牧場から詳細なデータをいただいているわけではございませんが、ある程度の研究成果が出たというところで、今後どのように商品化していくのか、豚肉として流通させていくのか、食味値等が上がっているということはお聞きしておりますが、このブランド豚が全国でたくさんある中で、枝肉のまま流通させていくのか、それともさらにもう一つ加工して、加工品として出していくのか等を、今、東大牧場といろいろ詰めているところでございます。特許の申請費用で補正予算でしたわけですが、その前段で、商品化と流通の形態の構築、あとは本当に特許申請に該当するものなのかというところを調査しながら、そこでビジネスとして成り立ち、特許申請が可能な研究成果であるという確認をしたところで、特許申請のほうを行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 畑岡洋二君。

○15番（畑岡洋二君） この補正予算、今回の一般質問をするのに当たって、当たり前のようにインターネットで調べますと、カンショ、要するにサツマイモなんですかね、そういう人間に流通させるにはちょっとというものを使ってというような豚だったり、牛だ

ったり、いろいろなことがありますので、そういう事例の中でどういうふうに進めていくとムリ・ムダ、まさしくムリがないのかなということをやっていきながら、しっかりと予算を使っていたいただきたいなと思います。

そして最後に、私のほうからになりますけれども、先ほども言ったように、特許明細書を書いた立場からいうと、もうかる特許というのは、実はほとんどないんです。その辺の区別は大変でしょうけれども、とにかく実りあるものになるように頑張っていたきたいと思ひまして、私の一般質問を終わりにしたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 15番畑岡洋二君の一般質問を終わります。

ここで14時10分まで休憩いたします。

午後1時57分休憩

午後2時10分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、18番石松俊雄君の発言を許可いたします。

〔18番 石松俊雄君登壇〕

○18番（石松俊雄君） 18番市政会の石松です。さきの通告に従いまして、一問一答方式で質問をいたします。

まず、1問目は、新清掃処理施設整備事業についてであります。

令和4年度と今年度の2年にわたって、「清掃施設整備基本計画」と「PFI等事業導入可能性調査」、そして「生活環境影響調査」が取り込まれることになっておりますが、それらの進捗状況と終了予定について簡潔に御説明ください。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 「清掃施設整備基本計画」「PFI等事業導入可能性調査」「生活環境影響調査」の進捗状況と完成予定との御質問でございますが、清掃施設整備基本計画は、ごみ処理施設整備の計画、設計要領に基づき、計画ごみ処理量の設定などを取りまとめておりまして、本年4月に計画ごみ処理量と計画ごみ質の予測値を定めるところでございます。現在は、ごみ処理方式や施設規模の検討などを行っており、その後に余熱等を利用した発電計画、施設の配置、動線などの検討を行ってまいります。PFI等事業導入可能性調査につきましては、清掃施設整備事業に対する民間事業者の参入意欲などを把握するため、市場調査を実施しております。

今後、ごみ処理方式や施設規模等を算定した上で、建設費、維持管理費等の詳細な内容を求める市場調査を行ってまいります。PFI等の事業方針につきましては、施設の事業期間全体や財政負担額を算出し、従来の公設公営の方式と比較しまして、どれだけ総事業費を削減できるかを算定した上で決定してまいります。

生活環境影響調査につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づきまし

て、施設の計画段階でその施設が周辺環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細やかな対策を検討するため、建設予定地周辺の騒音振動、悪臭、大気質、気象調査の現状調査を行うものでございます。騒音、振動、悪臭に関する調査は終了しておりますが、1年を通して調査する大気質及び気象調査は、夏まで行う予定でございます。これら三つの計画及び調査につきましては、今年度内に業務完了する予定でございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 私どもが知りたいのは、やっぱりいつ終わるのかということと、その結果をいつ我々議会のほうに、議員のほうに知らせていただけるのかというのが率直に知りたいところなんですけれども、少し細かく伺っていきたいんですが、清掃施設整備基本計画についてなんですけれども、率直に基本計画全体というよりも施設規模がどれぐらいになるのかということが一つ、それからごみ処理方式です。これはストーカ、あるいはガス化溶解炉、流動床式炉、3種類あるんですけれども、説明は聞いてはいるんですが、これは一体どれになるのか。それから、発電による余熱利用施設です。実際どうするのかどうか、この三つについての結論というのは、いつ頃出るんでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 先ほど答弁させていただきましたように、現在、ごみ処理方式やごみ処理の規模については検討を進めておりまして、近々報告させていただければと思います。それを踏まえて、発電利用の方法や施設配置計画等の検討に着手し、それらについても決定次第、方針が定まり次第、報告できるような段階で、私ども適時報告してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） ありがとうございます。

ということは、年度いっぱい、年度内というふうに先ほど期限というか、終了年についてはおっしゃられたわけなんですけれども、年度内に結論が出た段階で議会に報告するのではなく、経過の中で施設規模が大体これぐらいと決まったらその内容について、あるいはごみ処理方式が決まったらその方式内容について、余熱利用施設はどうするのかという計画全体の終了の前に、その中身についてもきちんと議会に経過の中で報告をしていただけるというふうに理解してもよろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 今行っている計画の策定の進捗段階の適時適時において、議会のほうに報告してまいり次第でございます。最後に、例えば計画書がまとまったからこれで全部がまとまりましたという報告ではなく、段階、段階を経て、その都度報告してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） それでは関連してなんですけれども、本来一問一答式ですから1問ずつ聞かなければいけないんですが、大変申し訳ないですけれども、同じような趣旨なので二つのことについて併せて、一つ目、1問としてお尋ねをさせていただきます。

一つは、PFI等事業導入可能性調査、それからもう一つは、生活環境影響調査についてなんです、これはもう既に、昨年6月に指名競争入札が行われて、入札の結果が出て、事業が始まっているわけですけれども、PFI等事業導入可能性調査のほうは、12社の指名競争入札によって、環境技術研究所が予定価格2,432万円のところを950万円で落札をして決定しております。それから生活環境影響調査のほうは、これも環境技研コンサルタントという会社でしょうか、予定価格5,300万円のところを1,500万円で落札率28.3%で落札をしているわけです。

この結果を見たときに思うというか、私たちが疑問に思うことを含めてなんです、指名競争入札が行われているわけですけれども、PFI等事業導入可能性調査のほうは12社、生活環境影響調査のほうは14社の指名が行われております。この指名の基準及びこの指名というのはどこで検討されて、この12社及び14社が決定されたのでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 指名競争入札を実施するに当たりまして、担当課のほうで事業費の積算等を行った中で入札の手続の中に入って、笠間市の入札参加資格選考規程の中で、その設計金額に対して何社を指名するのかという規定がございます。それに合致する形で、本事業の実績や履行可能なものを調べ上げ、契約担当課のほうに書類のほうを提出いたします。その後、その内容等につきまして指名選考委員会の中で審議されて、決定される次第でございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 担当課というのは、当課でよろしいのでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 私が申しました担当課につきましては、資源循環課でございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 規程に沿っている、基準に沿っているということなんです、私どもがこの12、14に決めた基準というのがあるのでしょうか、その辺をお聞きしたかったです。

それと申し訳ないんですが、もう一つなんですけれども、辞退が大変多いです。あと、落札率が、PFI等事業導入可能性調査のほうは4割に満たっていない39.06%、生活環境影響調査のほうは28.3%、かなり低い額で落札をしているんですけれども、大変この落札率が低いということは、事業、本当に大丈夫なのかというふうに、単純に素人考えなんです、そういう心配をするわけなんです、その辺のところはいかがなんでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） まず初めに、指名業者数でございますが、市の規程に基づいて選考したものでございます。

次に、入札の辞退の件につきましては、ただいま言われました入札につきましては、電子入札で執行しておりまして、入札をしたい事業者につきましては、全て入札期間までにあらかじめ電子入札システムから辞退の届出がされているものでございます。入札への参加は各社の自由意思に基づくもので、各社の都合と開札後と何らかの理由により入札を辞退することも認めております。電子入札システム上からの辞退の場合、詳細な理由の提出は特に求めておらず、辞退理由につきましては、業者都合による入札辞退として取り扱われるものでございます。

次に、価格が安い、落札率が安い、業務を適切に執行されるのかという御質問をいただいておりますが、私どもにつきましては、現在も事業者との密な打合せ等を行い、適切な計画書、適切な調査ができるように我々のほうで進めているということでございまして、業務についてはしっかり進めてまいります。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） もう一つ、何でこんなに低い落札率なのというのは聞きたいところなんですけれども、それは聞きませんので答弁は結構ですが、この事業内容なんですけれども、例えば、PFI等事業導入可能性調査、PFIを導入するかどうかという調査事業です。これ全部をこの環境技術研究所がやるんでしょうか、それから生活環境影響調査も、この事業全部を環境技研コンサルタントの会社がやるということなんですか、その辺を教えてください。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） ただいまの質問は、私どもとの契約をしている相手方が全て自社で業務を行うのかということでございましょうか。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） その会社が全部やるかどうかではなくて、事業自体を全部丸ごとその会社に委託をするのですかということをお聞きしております。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 議員おっしゃられるように、その事業につきまして、おのおのの会社に委託しているものでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 分かりました。

それでは、PFI等事業導入可能性調査の内容についてもう少し詳しくお聞きをしたいと思っております。PFI等事業導入可能性調査の中身については、清掃施設の整備運営に関し

て、市が公設公営ですか、今までどおりそういうふうにするのか、あるいは民間活用をする、これがPFIということなんでしょうけれども、民間活用するのかどうかということを検討し、市場調査を行って、どの事業方式がいいかどうかの選択をするという、そのことがPFI等事業導入可能性調査だというふうに、今までの説明を聞いて私は理解をしているんですけども、この事業スキームの検討です。いわゆるPFIを率直に導入するかどうかの結論というのは、いつ頃出るんでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） PFIの可能性の調査の結果、いつ判断するのかという御質問だと思いますが、それらについても、年度内に適切に判断して、事業の進捗を遅らせないような対応を私どもが取った形で、事業進捗を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 年度内のいつ頃になるのかというのを率直に私どもは聞きたかったんですけども、その事業スキームの検討をして事業方式が決まります。決まった事業方式の結果だけではなくて、その事業を選択する目的というか、根拠というか、そういうことを含めて、議会や市民へ説明はされるんでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） ただいまの御質問につきましては、議会に対しましても御説明をしていきたい、御報告をきちんとしてまいりたいというふうに考えております。市民に向けても、ホームページや広報紙等の中を利用して説明してまいりたいと考えます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） それでは、さらに民間事業者にPFIを導入した場合、委ねるわけですけども、この民間事業者に委ねる範囲、これはごみ焼却施設だけではなくて、余熱利用施設全てを含めて事業全部が民間事業者の委ねるかどうかの対象になるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 答弁の前に1点説明させていただきたいんですが、現在、余熱利用施設については、今回の計画の検討の中には入れてございません。ですので、余熱も含めた発電の利用計画は、本事業計画の定めの中で進めてまいりたいというふうに考えております。

すみません、答弁が不足していると思うので、質問いただけますか。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） PFIを導入した場合、民間事業者に委ねるわけです。その委ねる対象になるのは、どの範囲ですかということをお聞きしています。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 仮に、委ねるといってPFIの方式にももちろんよるも

のはあろうと思いますが、施設の設計、建設、運営という部分を一括して発注することになるかと思っています。ただ、その中で、施設の運営について、例えば、焼却施設の運営やリサイクル施設の運営等も委ねていくのかな、運転等も委ねていくのかな。ただ、それらについても、今度、管理棟だとかそういった部分については、市の管理棟として職員を配置させるとか、そういったことなんかも今後考えていく必要があるでしょうというところでございます。まだ全然いろいろな形での検討を進めていく必要があるというふうに考えてございますので、この場で決定している事項という形での答弁は控えさせていただきたいと思います。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 結果はまだ出ていないわけですし、調査が始まっているわけでもないの、それは結構なんですけれども、私どもの理解としては、今ある余熱利用施設、それも含めてPFIの対象になるというふうに考えていいんですか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） ただいまの施設のものについて、PFIの対象とするということについては、まだ全然決定しているものはないということでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） それでは、PFI等事業導入可能性調査の中で、民間事業者の参入意向調査というの、市場調査というふうに言うんでしょうけれども、これをやられると思うんですけれども、これはどのような形、どういった方法で民間事業者の参入意欲みたいなのは調査をされていくんでしょうか、その辺について御説明ください。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 簡易な意向調査は、既に実施しております。それにつきましては、市の大体の施設規模を見込んだ形での施工実績、併せて発電の施設を整備した、併せてPFIによる運営を行った実績のある会社に対して意向調査を実施して、最適な事業方式とその理由とか参入意向とか、経済性が見込めるものとか、建設に関わるコスト削減率とか、その辺の部分について大まかな形での簡易調査を一度しておきまして、8社に対してしたところ、7社からは参入意欲があるという形でのアンケートの回答をいただいているところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 私どもが民間事業者の参入意向調査で、やっぱり市場調査で気になるのは8社というふうにおっしゃって、7社が意向を示したということなんですけれども、要するにこの後入札がありますよね、施設整備の入札になったときに、今簡易意向調査をしたこの8社、あるいは7社に有利になるような形になってしまうと競争性も失われてしまいますし、いろいろな事業者が参入するということもできなくなってしまうと思うんです。

その辺の対策というか、そういうことにならないようにするために、どういうふうを考えておられるのか、その辺についても説明いただけますか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 簡易調査を8社に対して行っている、私ども今後コスト削減の算定をするために、また詳細なアンケート調査をさせていただきたいというふうに考えてございますが、実際、施設整備に関わる発注をする際に決定している事項ではないことだけお含みおきいただきたいんですが、やっぱり入札の参加条件や施設の仕様書、要求水準書、我々が求める施設の機能等を広く公開した中で、参加事業者を募集するという形が一般的なものだと思っております。その募集期間を適切な期間、周知をして、様々な事業者に参加していただく機会を我々は確保してまいりたいというふうに考えておりました、決してアンケートを取った事業者が有利になるような手法は取らないという考えでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 分かりました。そのように実施をしていただきたいなというふうに思います。

併せまして、先ほどお聞きしました、PFIの導入がもし決まるとすれば、年度末までじゃなくてちゃんと議会にも報告してほしいというふうにお話を申し上げたんですけども、その導入根拠の中にVFM、バリューフォーマネー、PFI事業における概念の一つなんですけれども、実際に公設公営で造るよりもどれだけPFIでやったほうが有利なのかという、そういう検討素材になるやつなんですけど、このことについてもきちんと議会や市民に対しても明らかにしていただけるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 御質問のとおり、我々としては説明の中にきちんと示していきたいというふうに考えてございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） それでは次の質問に移らせていただきます。事業者選定アドバイザリー業務委託についてお聞きをいたします。

この事業は、要求水準書の作成だとか、あるいは発注図書等の作成から、契約締結までの書類作成の保証業務を行うというふうにお聞きをしています。同時に、設計、建設事業者の選定に向けた、事業者選定委員会がつくられるんでしょうけれども、そこにも関わって設計、建設工事落札者決定までの審査も行うと、この二つをお聞きしています。

これをお聞きした上でさらに伺いたいんですけども、前の定例会の中で新清掃施設整備事業について質問をされた議員がいらっしゃいまして、その議員の答弁の中で、入札あるいは契約の透明性、競争性の確保、そういうことは重視しつつも、この事業を進めていく上においては、アドバイザリーコンサルタントというのは実力のあるそういうコンサル

タントを選定をしないと事業は成功しないんだ、そこが鍵なんだというふうにおっしゃられました。その上で、発注時期と選定方法はまだ決まっていないというふうにおっしゃったんですけれども、私どもの感覚からしますと、よその自治体もPFIは導入しております。PFIを導入する過程の中で、一般的にPFI導入可能性調査の内容をそのまま実施方針へ反映をしなければいけないわけです。

そうなりますと、PFI導入可能性調査を担当したコンサルタントが、この事業者選定アドバイザー業務に入るとというのが一番いいというか、大体一般的にそうなんですけれども、ここはそういうふうにはされないんですか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 今のPFI可能性調査を実施している事業者が、アドバイザー業務をそのまま業務をやらせることはないのかというような御質問でよろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） その可能性も含めて、前回の答弁では、いろいろな発注方法、入札も含めてというふうにおっしゃっていたんですけれども、事業進行においては、ここは随意契約で、同じ業者、コンサルタントがやるというのがベストだと思うんですけれども、なぜそういう考え方を取らないんですかということをお聞きしました。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 事業者選定アドバイザー業務につきましては、環境省の廃棄物処理施設建設工事の入札及び契約の手引において、廃棄物処理施設の計画、建設事業についての十分な知識と経験を有するコンサルタントを選定する必要があるというふうにされていますことから、本市としましても手引を踏まえて、品質、経済性の面で優れた廃棄物処理施設の整備ができるような入札契約方法、相手方が選ばれるような形を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） だから私が質問しているのは、PFI等事業導入可能性調査の内容を実施方針へ反映させなければいけないわけです。そうすると、同じ業者がやるというのが妥当だし、普通そうなるんですけれども、なぜそういうふうにはされないんですかということをお聞きしているんです。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 先ほども御説明しました、入札契約手引、環境省によりますと、競争性、透明性を確保するために基本計画や発注支援などについては別々に発注し、契約することを基本とするというふうな形がございます。それについて、我々としては踏まえた上で、対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 別々に発注するのは当たり前じゃないですか。だから、事業の流れからいったら、可能性調査をやったコンサルタントが次の業務についても担当するのがベストですから、随意契約という発想があってもいいじゃないですか。それをなぜ、わざわざそういうふうにしなないんですかということをお聞きしているんです。そういう選択は取らないんですか、取るか取らないかだけ言っていただければいいんですけれども。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 繰り返しの答弁になりますが、PFI可能性調査等の受注をしたから次のアドバイザリー業務の部分の業務をそのまま受託される、随意契約にするという考え方につきましては、私どもは持ってございません。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） では、私どものほうから申し上げます。これは事業の継続性から言ったら、私は随意契約するのが妥当じゃないかなというふうに思います。事業を早く進めるためにも、それからいい事業をつくるためにも、ここはそのことも含めて検討していただきたいと思います。

それから、具体的なアドバイザリー業務の中身についてもう一つお聞きしたいんですけれども、要求水準書の話になってくると思うんですが、これはPFIを導入する場合に、今までの仕様発注、つまりこれは発注者が、例えば施設を建設する場合であれば、構造だとか資材だとか、施工方法について詳しい仕様を決めて、そして民間事業者が発注をする、これが今までのやり方なんですけれども、今回はPFIを導入するわけですから、発注者が求めるサービスの水準を決めて発注をしなきゃいけないということですから、今までになかった発注の仕方をしなきゃいけないと思うんです。

今までの建設事業でやっていた仕様書の発注じゃないやり方をやるんですけれども、この辺の、専門用語でいうと性能発注というふうに言うらしいんですけれども、この発注の違いについては御説明いただけないでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 発注の違いというのは、今議員おっしゃられるとおりのものが一般的なものとしてあるのは、私どもも認知しておりますが、あくまでも今回私どもは性能発注方式という形で進めるのは、笠間市が新しい清掃施設整備に必要な機能を水準書として定め、それに見合う良質な施設を非常にいい経済性を持ったものをつくっていただくことを明示して、不必要な機能や過大な施設整備を行わないような形で盛り込む形を、要求水準書の中で示していきたいというふうに考えてございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） そうすると、今までの仕様発注とはかなり違いますよね。具体的なサービスの内容についても、きちんとチェックを、基準を決めて発注をしていくとい

うことだと思えるんですけども、これは発注の仕方が大きく変わるので、ぜひとも中身について、詳しく私どもの議会にも御説明をいただきたいなというふうに、これは意見として添えさせていただきたいと思います。

それから、事業者選定委員会についてなんですけれども、これは大体構成人員とか役割とか、いつ頃つくのかとか、そういうことは大体今お答えいただけるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 事業者選定委員会の人数だとか構成だという話につきましては、現時点で何も決まっているものがございませんので、現時点においてはお答えできるものはございません、申し訳ございません。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） そうしますと、委員会の意見を反映させるためには、実施方針の公表前に委員会を設定すべきだと思うんですけども、その辺についてもまだ回答はいただけないですか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） その辺の事業の流れをまだ定めてございませんので、それらについては、いましばらく時間がかかるかなというふうに考えます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 分かりました。

今、御回答がないということなんですけれども、委員の名簿だとか、あるいは設置要綱というのを決めると思うんですが、そういうものについてはきちんと公表あるいは議会へも提示をしていただけるということによろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 議会のほうにも示していきたいというふうに考えます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 併せてお願いなんですけれども、事業者が決まった後も、事業者選定委員会の中でやった具体的な評価だとか審査の基準だとか、そういうことも含めて公表をしていただきたいんですけども、そういうことも含めて公表していただけますか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 事業者選定の過程でございます。そういったものについては、広く公表すべきものと、私のほうも考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 分かりました。安心いたしました。

それでは今度は、PFI導入ガイドラインのことについて質問を移らせていただきたいと思います。担当課は替わるのでしょうか。

ガイドラインの必要性の話に入る前に、今回は先ほど伺いました、清掃施設へのPFI

導入の話なんですけれども、今後この施設以外に導入する予定や可能性というのはあるんでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 現時点で具体的なP F Iの方式を取る事業というのは、決まっているものはありません。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 現時点で決まっているのはないのは、分かっております。

可能性や予定についてはあるのですか。ほかの施設に入れる、そういう方向性等々についてはお持ちなんですかということをお聞きしております。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 事業を立ち上げた時点で、行政改革大綱の中でも、P F Iをはじめまして公民連携の取組を検討するということが決まっておりますので、その時点で検討していくという形になってございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） そうであれば、例えば指定管理者、先ほど北山公園の質問もありましたけれども、指定管理者制度が導入された際に、指定管理者となる事業者は、つまり市民の共有財産である公共施設だとか、そういうものを管理、運営を民間事業者に委ねるわけじゃないですか。

そういう意味でいうと、市民サービスがどうなるのか、コスト削減あるいは質の確保ということが、行政の責任としてどう確保していくのかということをやっぱり明確にすべきじゃないかということで議会の中でも議論をし、提言を申し上げまして、笠間市指定管理者制度導入及び運営ガイドラインというのがつくられて、これは制定をされております。指定管理者制度を導入しても、ガイドラインとか指針を制定していない市町村もありますから、笠間市はちゃんとガイドラインをつくって、公平に公正に指定管理者制度が運営されているというふうに私どもは理解をするわけなんですけれども、今度導入するP F Iの施設は、運用だけではなくて公共施設の整備から、それから施設の寿命年数が終わるまで運営について業者に委ねるわけじゃないですか。そういう意味で言いますと、指定管理者制度よりも、より公平性、透明性の確保が求められるわけです。

そういうふうを考えますと、指定管理者制度と同じように、P F I導入ガイドラインというものを私は定めるべきではないかな。本来であれば、私はこの清掃施設整備にP F I導入をする前に、そういうことも検討して、案だけでも結構ですから示していただきかけたんですけれども、今回の事業に間に合うかどうかは別にしても、このP F I導入ガイドラインの策定についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） P F I導入ガイドラインについてでございますが、議員おっ

しゃるとおり、現時点で制定するガイドラインはございません。しかしながら、PFIをはじめとする民間活力の導入は、市にとって非常に重要であると考えておりますので、先ほども若干述べさせていただきましたが、行政改革大綱から公民連携の推進を改革の方針に位置づけまして、PFIをはじめ公民連携の取組の拡大や指定管理制度の充実を図っております。

また、国の動向といたしまして、令和3年6月に多様なPPP、PFI手法導入を優先的に検討するための指針が改定され、PFIの優先的検討を行うべき地方公共団体が、人口20万人以上から人口10万人以上の団体にする改定が行われております。このため、現状、当市ではこの要件に該当はしておりませんが、今後の改定を見据えて、独自のガイドラインの策定について、国の策定いたしますPFI事業実施プロセスに関するガイドラインを参考に、市の実情を踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 検討していただけるので、ぜひ前向きに検討を進めていただきたいんですけども、今回の清掃施設整備事業には間に合いません、どう考えても間に合うわけではないんですけども。

ただ、先ほど私は質問しましたけれども、いわゆる実施方針の策定後、事業者の選定に入るんですけども、その前に、当然債務負担行為の議決が私どもに出されるだろうと思いますし、それから民間事業者が決まったら協定等の締結に入るわけですから、また今度は契約の議決が議会側には求められるわけですけども、その議決が提案されるまでのフローがやっぱり私ども分からないです。先ほど言いましたけれども、仕様書発注じゃなくなってしまうわけじゃないですか、仕様書のやり方も変わっていくわけじゃないですか。そういうことも含めて、今回の清掃施設整備事業にPFIを導入するか、導入しないか、まだ決まっていないわけですけども、ほぼ導入するというふうに、どのPFIを選ぶのかというのは分かりませんが、PFIはもう九分九厘導入するだろうと私は思うんですが、その導入するに当たってのフローを示していただきたいんですけども、今回の事業に関するフローを示すということは可能でしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） PFI導入に当たりましては、国のほうで、先ほども申し上げましたガイドラインが出されております。そこの中でも、どれぐらいの時期をここにかかるだろうというような時間指定もされておりますので、そういったものを基に公表ができるPFIというような事業になった場合には、そういったものも併せてお知らせすべきだというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） そうすると、PFI導入ガイドラインというふうにはならないと思いますけれども、この事業に関するフローというのは、PFI導入が決まった段階で

示していただけるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 現在、市のガイドラインとしてはございませんので、PFIの事業を進めるに当たっては、国のガイドラインなどを参考に導入を進めるべきだというふうに考えておりますので、そちらを参考に実施をしまいるという形になるかと思えます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 国のガイドラインを参考にして進めるというのは分かったんですけども、参考にして進める場合の事業のフローについては、議会に対して示していただけるんですかということをお聞きしております。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） PFI事業のその中身でありますとか、フローなどについても、一緒にそこは公表するべきだというふうに考えております。

すみません、議会に対してお知らせするべきだというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） では、きちんと今回の事業に関するフローについては示していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、次の項目に移らせていただきます。公民連携優先規程の必要性についてに移らせていただきます。

市への公民連携に係る基本方針について、一度私も質問させていただいているんですけども、その中には、PFI法第6条に基づく民間提案があった場合は、必要性だとか、当市、笠間市の公民連携に係る基本方針に照らし合わせて採用するか、しないかというのを検討して決定をするということが書かれているんですけども、私が質問して2年ちょっとたっておりますが、この間に民間事業者からの笠間市への提案はあったのでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） まず、PFI法に基づく第6条に基づく提案ということは、今までに受けたことはございません。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 第6条に基づく提案を受けたことはないということなんですが、PFI法に基づかない民間連携、公民連携の提案があったということでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 民間提案を受けた実績、実現したもの、しないもの、いろいろあるかと思えますが、民間事業者が施設を改修し、運営を開始しましたエトワでありますとか、学校跡地利活用事業あるいはサウンディング型の市場調査をいたしました北山公園などの実績がございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 分かりました。

それでは、企画政策課が公民連携窓口になるというふうに、先ほど申しあげました公民連携に係る基本方針にも書かれているわけですがけれども、公民連携窓口の役割だとか位置づけについて御説明いただけますか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 申し訳ありません、②でよろしいでしょうか。

○18番（石松俊雄君） 申し訳ありません、②に進んでおります。

○議長（大関久義君） 失礼しました。

政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 18番石松議員の御質問にお答えをいたします。

今、御質問いただきましたとおり、企画政策課が公民連携の総合窓口として、基本方針のほうで設定をしております。これを受けまして、基本的に民間企業等から地域課題に関する市の状況の説明をはじめ、こちらから投げかけていく場合も含めまして、企業等との協議におきましては企画政策課が一義的に行うということとしております。

ただ一方で、企業等からの提案があるものにつきましては、各課に直接行われるものがありますと同時に、先ほど総務部長が申しあげました、あくまでもこちらが募集をしたものに対する提案ではございますけれども、担当課が進めていく事業もございまして、こういったものにつきましては、企画政策課に情報提供がされ、その内容等を踏まえ必要性や有効性などの担当課間や関係課との協議を行った上で、結論的には内部の機関ではございますが、庁議で議論、その後事業に応じて議会に報告といったような流れで進めているところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 私は前回質問をいたしました。質問をしたときに、公民連携自体についてはとてもいいことですし、エトワをはじめ学校の跡地、これが全て空地にならない、塩漬けにならない、とてもすごいことだと思うんです。これは、私は大きな成果を上げているなというふうに思うんです。

そういうことを前提にして、あえて質問を申しあげたんですけれども、やっぱりいつどこで誰がどういうふうに提案してきて、それをどういう過程で、どういう基準でそこに決めたのかというのは、ほぼ分からない状態なんです。結果はオーライで、すごく私は成果を上げていると思いますし、今後はどうなるか分かりませんが、こういう現状については、別に否定はしないというか、肯定というか、むしろ評価をするんですけれども、しかし決まる過程においては、もう少しガイドラインみたいなものがきちんとしていないと、透明性あるいは市民に説明をするという観点からは不十分じゃないかなというふうに思うんです。

公民連携の基本方針の中には、原則として全てのハード、ソフトの事業を対象とするというふうに書かれているわけですから、私はやっぱり公民連携の優先規程というのをきちんと定めて、その上で公民連携の導入ガイドラインというのも明確に示していただきたいんですけども、これは取りあえず、前の質問のときは決めただけの連携基本方針について、やってみて、つくるかどうか考えますよと、簡単に言うとそういうような御答弁だったんですが、このガイドラインと優先規程についてはその後どうなったのでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） まず、このガイドラインを含めた指針等の考え方ですが、昨年度の笠間市創生総合戦略の改定方針の中でも、まず、各施策の展開に必要な公民連携を推進するための制度など仕組みの強化を図るとして検討の方向性と示した上で、本年3月に改定した中でも公民連携の定義等を明らかにするというような形で戦略の中に位置づけを行いました。

これを受けまして、今御指摘いただきましたとおり、発信力さらには透明性、こういったところの観点も踏まえまして、ガイドラインという中にどういうものを位置づけるかというところもありますので、そういったものも含めた、改めて本市の指針となるものの必要性、さらには是非、ここの検討を進めております。

以上です。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 検討を進めていただいているということですからこれ以上言いませんけれども、ぜひ検討を進めていただいて、そういう方針を確立していただきたいというふうに思います。

最後にそのことを強くお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。次の質問、DXの質問に移ってもよろしいでしょうか、担当が替わるのでしょうか。

今年度から令和7年度までの期間で、笠間市第2次デジタルトランスフォーメーション推進計画が開始をされております。計画の目的を見てもみますと、第1次推進計画の取組を継承しつつ、行政サービスを企画立案及び提供を担う市職員のデジタル人材育成に特化するというふうに書かれておりました。

確かに、第1次計画の成果と課題には、デジタルを活用する職員の認識や資質向上にはばらつきがあったり、ビジネスプロセスエンジニアリング、BPRというふうに言うんですが、組織の改革だとか意識改革ということなんですけれども、そういうことがやっぱり不十分だったり、あとは国が今自治体システムの標準化、共通化を進めています。社会全体で進めていますから、なかなかそういう意味で具体的な先の見通しがしにくいんだという、そういうことは私は分かるわけですけども。

ただ、私はこのコロナ禍の中であった出来事を通して、例えば、給付金の支給の在り方、これ中途半端なITの導入によって、すごくITを導入したのために、仕事が、給付作業

が大変になったという、そういう経過もありました。それからワクチンの予約システムの在り方、あるいはマイナンバーカードの普及現状、さらには議会で言えば、ウェブ会議が導入できなかったんです。それから、今回の iPad をサーフェスに替える際の問題等々を通して改めて思いますのは、やっぱり使い手側、市民の側のスキルアップとツール操作の単純化、このことをきちんと図っていかないと、本来的なDXというのは進んでいかないんじゃないかなということ強く感じているところなんです。

そうした問題意識から、まず、笠間市のデジタルデバイド対策について、今後の予定も含めて教えていただけますか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） デジタルデバイドは法令上の定義はございませんが、インターネットやパソコン等の情報通信を利用できる者、利用できない者との間に生じる格差でございます。国内デバイドで言いますと、経済、地域、教育等に分けられるかと思っております。

そういった中で、本市におきましては、まず地域等の格差を解消する対策としましては、市内全域で光ファイバー網の整備を行ったり、公共施設における段階的な公衆無線LANの整備、さらにはGIGAスクール構想における小中学生に対する1人1台端末の整備などを実施しております。

また、協定を締結している民間企業等との連携の下で、従前から実施をしておりますパソコン、スマホ教室、こういったものを開催しております。昨年度は総務省の補助事業を活用した市内各公民館での12日間の教室を始めまして、本日も行っておりますが、福原地区で毎週火曜日を中心に実施しておりますスマホ相談、オンラインスマホ相談の実験、その他消費生活センター主催などの教室を開催しました。今年度も現在、これらの実施に向けた調整、準備というものを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） お聞きしていると、スマホ教室とかそういうことぐらいしかないのかなというふうに、率直に聞いていてそういう感想を持ったんですけれども、具体的に今回の予算の説明の中でも触れられておりましたけれども、笠間版デジタル田園都市形成事業の中で、今ほど部長の答弁の中にもありましたが、福原地区で実際モデル事業が進んでおります。あるいは動く市役所ということも実践をされておりますけれども、こういう具体的に事業を進めていく中で、何か明らかになったデジタルデバイドの課題みたいなものがあったら教えていただけないでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） ②に入っているということでよろしいでしょうか。

○18番（石松俊雄君） ②です。申し訳ありません。

○政策企画部長（北野高史君） まず、これまでの事業の中で明らかになったものでございますが、福原地区におきましては、全世帯アンケートであったり、今申し上げたような相談会、教室、イベント、こういったところで様々な対話等を行いながら、状況の把握に努めてまいりました。

こういった中で、スマートフォンの所持率そのものは、おおむね想定どおりの約7割程度であった中で、ただスマホを持たない理由としては、そもそも使いたいと感じるサービスがない、必要性がない、あるいは使い方が全く分からないというような御意見も多くいただいております。

同時に、地域の草刈りであったり、家や農地を管理する後継者の減少、防犯、健康などに不安を抱えていることも把握できましたが、必ずしもそれをデジタル技術による解決や利便性というものを求めていること、また必要性を感じていないことなどが把握されて、そこが一つの課題として認識しているところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 具体的に今の生活の中で困っていることを通して、デジタルの必要性だとかそういうことを経験したり、体験したりということがないと、なかなか浸透していかない。その辺が浸透させていくことの課題というふうにおっしゃっているのかなというふうに思うんですが、私やっぱりなかなか浸透していかないというのは、率直に私もそう思うんですけれども、やっぱり実際やってみて、具体的に明らかになった課題からもう一回再度出発するしかないかなというふうに思いますので、今ほど言われました課題について、具体的にしてい進めていただければなというふうに思います。

それでは、マイナンバーカードの交付状況の質問に移らせていただきます。マイナンバーカードの交付状況について、教えていただけますでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） マイナンバーカードの交付状況につきましては、全国の交付率が、令和5年5月31日現在で72.4%、茨城県においては72.3%、市の交付率につきましては73.1%で、平均をやや上回っている状況でございます。また、一昨年度末との比較においては31.7%の増加となっているのが現状でございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 今般問題になっております、別の人の健康保険証にひもづけになっていたりとか、あるいはマイナポイントが別の人に付与されていたりとか、公金受取口座が別人の口座に登録をされていたりとか等々、国で今問題になってはいますが、こういうマイナンバーカードのトラブルに関する被害というのは、笠間市であったんでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 笠間市では今、申し述べたような、報道等をされている

ログアウトし忘れていたなどといった事例というものはありません。

ただ、それとは相違するんですが、本年2月に申請支援窓口で、本人確認の下で実施したポイント付与先の番号そのものを間違えて一度登録してしまうというような事例がありました。ここはマニュアルに従い、国等の報告を含めて早期対応等を行っておりまして、今報道されているような、別人に付与されてしまったとか、そういうような事例に発展することなく終了をしております。そのほか御本人が申請して打ち込んでいることに対する事例などは把握することができませんが、そのような事例は把握、起きていないというふうに認識しております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 今般の国の問題を通して、マイナンバーカードを返納した市民等々はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） こちらでは、返納を把握している人、数はございません。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 国で起こっております、先ほど申し上げたような、削除した印鑑登録証明が発行されたりとか、そういう問題は具体的には笠間市ではなかったということだとは思いますが、しかし市民の間にはそういう問題を通して大変不安に感じている方もいるのも事実です。

こういう問題に対する対応というか、市としては何らかの対応を私はずべきだと思うんですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） こちらにつきましては、今、報道等がされているとおりになっていますが、一連の誤登録などの状況を確認することが可能であるデジタル庁が中心となりまして、総点検というものが実施をされているところでございます。

私どもの役割といたしましては、必要な申請支援時における画面確認であったり、必要な対策を講じながら進めているところでございまして、また全国様々な事例が起こった際には、改善等の通知が来た際には、それを徹底する関係部署との共有、こういったところを進めております。

また一方で、デジタル庁のサイトを中心に、こういう事例がありますよということの情報提供がされているところが、やや私どものお知らせしているページからは分かりにくいところがございますので、今後はそういったところへの誘導なども図ってまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 私がこの問題を通してやっぱり一番心配するのは、マイナンバーカードだとか、マイナンバー制度に原因があるわけではなくて、私は運用上に問題が今

回あったんだなというふうに思うんです。ただ、その問題が起こってしまうと、受け手側というか、使っているほうはやっぱり制度に問題があるんじゃないかということで、マイナンバーカード返納運動というようなことも起こったりしています。

私はそういうふうにならないようにするためにも、デジタル庁任せにするのではなくて、やっぱり笠間市として、この現実、現状について正しく捉えるということをしちんと啓発をしていただきたいということと、それから不安に思っている市民がいらっしゃいます。これ、自分でできることもあります。マイナポータルを自分でチェックをするということもできるわけですがけれども、自己チェックの必要性も含めて相談に乗っていただける、相談していただける、そういうところをつくっていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 今現在も、支援窓口のほうに、今回の報道等で不安を感じた方が御相談に来ていただき、確認をいただくというようなことを行っております。こういった取組は、今後も強弱あるかと思えますけれども、継続してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 従来どおりの取組は重々承知しているんですけれども、今般問題が起こっているわけです。この起こっている問題に対する不安というのは、かなりやっぱり高いです。私もパソコン教室をやっていますけれども、皆さん不安に感じておられますから、みんなで自分のマイナポータルのチェックをやったりしているんです。そういうことというのは、やっぱり啓発をしていく必要が私はあるんだろうと思いますし、それは本来的には国の課題なのかもしれないんですけれども、行政が対応できる、やっぱり一番国民というか、市民の身近に接しているのは地方行政ですから、市がやっぱりやるべきことですし、やるべき課題ではなかろうかなあというふうに思いますので、ぜひ啓発をしていただくことをお願いしたいと思います。

次の④の質問に移らせていただきます。ChatGPTが、笠間市5月中旬からですか、全ての業務で導入することを決めております。政策立案とか議会答弁、行政サービスの案内補助などでももう使われていると思うんですけれども、ChatGPTを導入するに至った経緯について、簡単に教えていただけますか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） まず、背景としましては、全体の課題でございますが、様々な問題、課題等が多様化する中で、それでもきめ細かな行政サービスの提供というのが必要となっている、その一方で、提供側の職員をはじめとする経営資源には、限りがございます。そういった中で、AIにつきましては、かつ生成系のAIについては積極的かつ適切な利活用が求められる社会が、近く実現されると予想されているところでございま

して、ここを背景に、昨年12月にいわゆるオープンAIのChatGPTというものがローンチされた中で、デジタル戦略課の職員のほうで12月から調査を開始いたしました。そういった経緯に、今度4月に入りまして国会答弁の中でこの話が出たことを踏まえ、即時広がっていくということを確認したので、検討をしていただいた中で、すぐガイドラインの策定に着手して、5月に庁議を経まして、今、試験運用を開始したというような経緯でございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） ガイドラインというのはもうでき上がっているんでしょうか、それは公表されていないかと思うんですけども、公表はしないんでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） こちらのガイドラインにつきましては、議会の皆様方にはお示しをさせていただいているかと思っております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 市民への公表という意味で、お聞きいたしました。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 失礼しました。

プレスリリースの中で、このガイドラインをつくったということも公表しておりますので、市民の皆様にも公表している状況でございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） ChatGPTの中でやっぱり一番気になりますのは、職員が間違っただけで情報にだまされないようにしていただきたいということが一つと、さらには情報漏えい、誤入力回避というのが課題になってくるかと思うんですけども、このChatGPTに対するリスク対策というのは、具体的にどうされているんでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 今まさに御指摘いただいたとおりでございます。やはり情報漏えい、誤情報、こういったところのリスクの報道等がある中で、まずは利用規約というものをしっかりと確認をした中で、例えば、ChatGPTに入力したデータが利用不可の設定をしない限り、サービス向上に利用される可能性というのが否定できないなどの状況がございます。

こういったことから、市のセキュリティーポリシーに沿った形で、利用の範囲、考慮すべきポイント、注意すべき事項の明記及び誤った使用を抑制するため、ガイドラインを作成した上、かつ利用する職員は届出制という形で今スタートしているところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 例えば、横須賀市だとか神戸市、先行して導入しているところがあります。それから逆に、導入しないと決めたところもあるんですけども、先行して

導入しているところでは、既にほかのアプリと接続してきちんと使うように設定をして、入力した情報が外に漏れていかないようにそういうシステムを開発し、あるいは既存のそういうシステムを使っているところもあるんですけども、笠間市はそういうシステムを導入しないのでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） こちらの生成系AIについては、物すごい速度で様々変わってきているところで、例えばB i n gのところへの導入であったり、APIが公開されていますので、当然様々な形が変わってきております。そういった中で、まずは私どもは内部の中で、試験期間の中でどういう利用ができるのかというものを見定めた上で、今後の拡大、方向を含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） もう時間ないのでお願いしますけれども、やっぱり安全なシステムを整備していただきたいです。例えば、調べていただければ分かります。横須賀や神戸でもう実際にやっておりますので、そういうシステムの導入をぜひ考えていただきたい。ヒューマンエラーというのは必ず起こりますので、情報漏えいのないような、そういうシステムを整備していただくということを最後に強くお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 18番石松俊雄君の一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、15日午前10時から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

なお、この後、議会運営委員会を開催しますので、関係委員の方は委員会室へお集まりください。

午後3時10分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 田 村 幸 子

署 名 議 員 益 子 康 子